第3期

登別市地域福祉計画 (案)

令和4年度 ~ 令和8年度

~ 温もりある福祉のまち のぼりべつ ~

人

第 1	章	計画	ī策定	11	当だ	==	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1		計画策	定の	背:	景 •	趣	冒		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	2	計画の	位置	づ	け	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		2
3	3	計画の	期間			•			•	•	•		•		•		•		•	•	•			•		•	4
2	ļ	計画の	策定	体	制	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		4
5	5	計画の	進捗	管	理	•	•	•	•	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 0
		_																									
第2	-		市の	概	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
1		基本情		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
2		人口と			-			_		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
3	3	福祉制	度利	用	者0)状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 4
第3	· 辛	第2	₩₽₩	. तस्त	1-+	· 1-1	ΙZ	Η'n	公口	~	峼	B	L	==	旦古	ı			_	_	_						4 7
乔 (-	・ サに支			-			-	水山	رن. -	 及 -	木	-	林 .	. 起		•		_	•	•		•	•		-	1 7 1 7
2		共に文 のびや		-				-	±	- +	゛	_	- [.]	-	•									•		-	2 2
3		健康を	_			-			_		7	`	الا -		-		-		_	-	-	_	_	_	-	_	2 5
2		健康を				_				•					•									•		-	3 0
5		安心し		-							/ /\	- 1-	· 杏	· つ	- +	· Ł	- づ	_	- (.)	-							3 3
6		タ心し 男女が													٠.	っ ・		`	•								3 5
7		カダル 安全で											- [.]	-													38
,	,	X ± C	メル		して	₹ ′⊃	. <u>.</u>	<i>ବ</i>	٥	9	7	`	7														5 6
第4	章	第3	期計	画	にま	さけ	りる	地	域	福	祉	推	進	の	基	本											4 1
1		基本理	念 •	方	針					•			•														4 1
2	2	目指す	゙べき	地:	域0)姿	<u> </u>			•			•						•								4 2
3	3	推進体	制							•			•						•								4 3
2	ļ	基本目	標							•			•						•								4 4
第5	章	施策	の展	開			•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•			•	•		•	•	4 8
1		共に支	え合	う	まち	5 7	5 <	IJ		•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 8
2	2	のびや	かな	人:	生た	が息	づ	<	ま	ち	づ	<	IJ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 1
3	3	健康を	守り	育	てる	るま	き	づ	<	IJ			•		•		•	•	•	•	•		•	•			5 4
2	ļ	やさし	さに	満	ちた	こま	き	づ	<	IJ			•		•		•	•	•	•	•		•	•			5 6
5	5	安心し	て子	ع.	もを	生生	3	•	健	や	か	に	育	つ	ま	ち	づ	<	IJ		•		•	•	•	•	5 9
6	6	男女が	共に	参	画す	トる	ま	ち	づ	<	IJ		•		•		•		•	•	•		•	•	•	•	6 1
7	7	安全で	安心	ال	て暮	事ら	せ	る	ま	ち	づ	<	IJ														6 2

第6章 資料編

1	用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
2	登別市福祉のまちづくり検討委員会委員名簿 ・・・・・・・	6 9
3	登別市福祉のまちづくり検討委員会開催状況 ・・・・・・・	7 0
4	登別市福祉のまちづくり検討委員会設置要領 ・・・・・・・	7 1
5	登別市地域福祉計画庁内検討委員会開催状況 ・・・・・・・	7 2
6	登別市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱 ・・・・・・・	7 2
7	登別市ぬくもりある福祉基本条例 ・・・・・・・・・・・	7 4
8	登別市ぬくもりある福祉基本条例施行規則 ・・・・・・・・	7 9

第1章 計画策定に当たって

計画策定の背景・趣旨 1

地域福祉を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、核家族化が進行し単身 高齢世帯が増加する中、家庭や地域の繋がりが希薄になるなど、大きく変化し ており、地域の福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

市は、これまでも高齢者、障がいのある方、子どもなど、様々な方を対象に、 子育てや保健、生活困窮など、幅広く福祉の取組を進めてきたところですが、 各分野ごとの取組だけでは、すべてに対応することの難しいケースが増加する 可能性が各所で取り上げられています。

80代の親が50代のひきこもりの子どもを養う8050問題や、介護と育 児を同時に行わなければならないダブルケアをはじめ、障がいのある子を養う 親が自分亡き後の子どもの支え手が見つからない親亡き後問題、家庭内で行わ れる配偶者への暴力、子を育てるべき親が養育を放棄するなどの児童虐待、支 援が必要な人が必要な支援を自ら求めようとしないなど、今、地域の福祉が抱 える問題は枚挙にいとまがありません。

これらの背景には、核家族化の進行や家族関係・近隣関係の希薄化などが原 因の一つと言われて久しいですが、福祉の問題の解決は、単に制度の拡充だけ ではなしえない難しさがあります。

課題の解決に向けては、官民問わず多様な機関が幅広い視点を持ちながら取 組を進めることが大切ですが、地域に暮らす人々自身が、身の回りの問題を意 識し、解決への道を考えることが大切です。

向こう三軒両隣と言った言葉に表されるご近所づきあいは、地域に暮らす 人々が互いを意識し、気遣うところにその良さがあり、互いを支え合う共助・ 互助の取組です。

自助、共助、公助、互助。

この言葉は、誰かに強制されるものではなく、私たちが、暮らしの中で自然 に身につけ、生活の中に溶け込み、実践していたはずの言葉です。人と人との 距離がつかみにくくなった現代社会にこそ、地域での生活を暮らしやすくする ため、この言葉を「心のありよう」として、私たちは再度心に留め置く必要が あります。

国においては、高齢者、障がいのある方、子どもなど全ての人々が地域、暮 らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」(※1) の実現を掲げており、その実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が 主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな福祉施策が進められています。

本市においては、平成25年に「登別市ぬくもりある福祉基本条例」を制定するとともに、平成25年度から平成27年度までを計画期間とする「登別市地域福祉計画」を策定し、市(行政)、市民、事業者等がそれぞれの役割に応じて、普段の生活の中で行われている支え合い・助け合いの一環として、地域における様々な生活課題の解決に向けて取り組むことのできる事柄を整理し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域社会づくり」を進めてきました。平成28年には、これまでの取組の方向性を継承しつつ計画の見直しを行い、平成28年度から平成32(令和2)年度までを計画期間とする「(第2期)登別市地域福祉計画」を策定し、引き続き地域全体で連携を図りながら取組を進めてきたところです。

また、本市の地域福祉を強力に推進するためには、社会福祉法人登別市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が策定する「市民力」が結集した「登別市地域福祉実践計画『きずな』」(※2)(以下、「きずな計画」という。)と連携することが必要不可欠であり、互いに「車の両輪」として、これまで両計画の施策の方向性と計画期間を一致させながら取組を進めているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民の交流や見守り、生きがいづくりを目的として実施されてきた地域福祉活動にも影響が及んでいます。令和2年度は、新たな両計画の策定年度でありましたが、特にきずな計画の策定において最も重要な策定プロセスである市民による協議・対話を前提とした計画の策定活動を行うことが困難となり、計画期間を1年延長したことを受け、第2期登別市地域福祉計画についても計画期間を1年延長することとなりました。

このような背景の下、本市における地域福祉を取り巻く変化や新たな福祉ニーズに対応した取組を一層充実させていくため、国の動向も踏まえ新たな計画として、「(第3期) 登別市地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画(※3)」であり、「登別市総合計画」を上位計画とし、登別市まちづくり基本条例の理念に基づく保健福祉分野の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、各個別計画に共通する理念を相互に関連付ける計画とします。

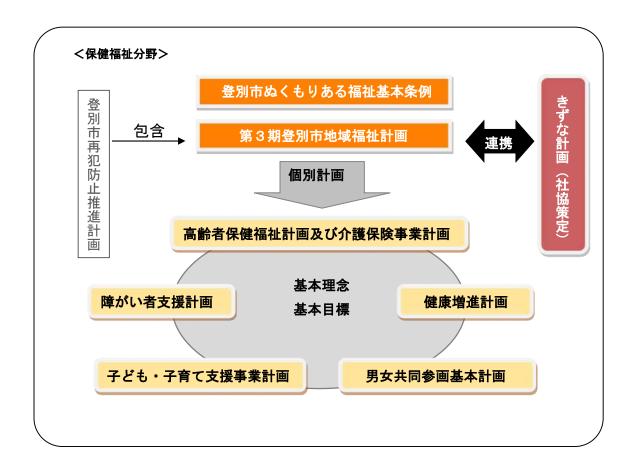
また、社協が策定・実施する「きずな計画」と連携して、互いに車の両輪として地域福祉を推進する計画とします。

さらに、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める「地 方再犯防止推進計画」を包含します。

図1 計画の位置づけ







3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする5か年計画です。

2016 年度~2020 年度 ~2021 年度 2022 年度~2027 年度 計画 (令和4年度~令和8年度) (平成 28 年度~令和 2 年度) (~令和3年度) 登別市 第2期計画 1年延長 地域福祉計画 第3期計画 きずな計画 第3期計画 1年延長 (社協) 第4期計画

図2 計画の期間

※第2期登別市地域福祉計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により、 第3期きずな計画とともに計画期間を1年延長し、最終年度を令和3年 度としました。

4 計画の策定体制

(1) 登別市福祉のまちづくり検討委員会

計画策定に当たっては、地域福祉そのものが、地域住民の主体的な参加を大前提としたものであることから、『住民参加による策定プロセス』を重要視し、地域福祉の推進に向け中心的な役割を担う地域住民や町内会等役員、民生委員児童委員協議会をはじめとする福祉関係者、教育関係者、経済関係者による総合的な体制である「登別市福祉のまちづくり検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を開催し、地域福祉についての現状や課題について意見交換し、課題解決に向けた取組をどのように計画に結びつけるか検討・議論を行いました。

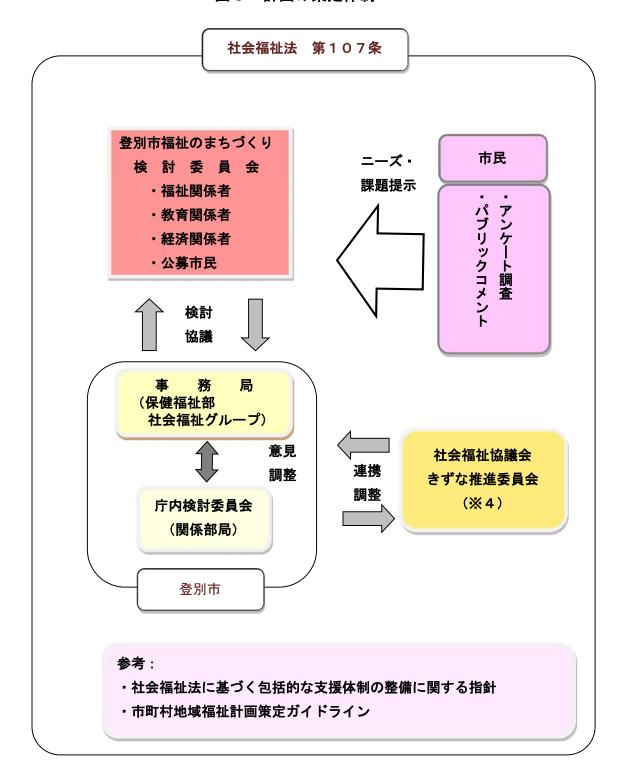
(2) 登別市地域福祉計画庁内検討委員会

横断的な連携体制の整備を見据え、庁内関係部署の実務に基づく意見を聴取するとともに、各個別計画との整合を図るため、「登別市地域福祉計画庁内検討委員会」を設置し、各種制度や各部局における取組の現状などについての意見聴取・議論を行いました。



[第4回登別市福祉のまちづくり検討 委員会の様子]

図3 計画の策定体制



(3) 各種資料の活用

地域生活課題(※5)の把握や、地域福祉推進のための協働体制の検 討などに当たり、各種資料や他の福祉関連計画において実施したアンケ ート調査結果を分析し、活用しました。

(4) 市民ニーズアンケート調査

登別市の地域福祉に関する課題や、市民の意見などを把握するため、 次のとおりアンケート調査を実施しました。

- ※アンケート集計結果等について、数値は小数点第2位で四捨五入しているため、各比率の合計値が100%にならない場合があります。
- ①実施対象 登別市内在住の20歳以上の男女 3,000名

②必要標本数の算定

ア 必要標本数の算定

統計上必要な標本数(回答数)を次により求めました。

必要回答数
$$\geq \frac{N}{\left(\begin{array}{c} e \\ k \end{array}\right)} 2 \frac{N-1}{P(1-P)} + 1$$

N (母集団) 調査の対象となるものの全体の数。本調査では20歳以上の登 別市民全員を対象としていることから、20歳以上の市民の人 数としました。

N=46,362人(住民基本台帳人口)-6,751人(O~19歳の人口)=39,611人(令和3年6月末値)

- e (標本誤差) 調査対象となる39,611人全員に調査することはできないので、人数をしぼって調査をします。こうして抽出された調査人数を「標本」と呼びます。標本の回答は、実際の調査対象と一致しませんが、この誤差の指標の一つとして「標本誤差」というものがあります。一般的に、政府などが行う世論調査などでは、標本誤差を3%程度としていることから、調査人数算定においては、標本誤差を3%と設定しました。
- k (信頼率) 区間推定において、ある確率(信頼係数)のもとで母数がその 内に含まれると推定された区間のこと。95%信頼区間とは、 今回の調査を100回繰り返した結果が95回くらいは平均の 結果内に含まれるということです。ここでは信頼率を95%と し、それに対応する係数k=1.96を用いました。
- P(母比率) 母集団におけるある条件を満たす対象の比率。予測が困難な場合は50%とすると最も安全なサンプルサイズを求めることができることから、本調査における母比率も50%としました。

これにより計算すると、統計上必要と判断される標本数は1,039 人以上となります。

イ 調査対象者数の算定

アで求めた必要な標本数 1, 039人を確保するため、調査人数を次により求めました。

調査人数 ≧ 必要な標本数1,039人 ÷ 回収率(見込み)

回収率(見込み)は、前回の調査の回収率から、48.3%として算定しました。これにより、調査人数は2,152人以上となりますが、本調査では、新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況を受け、より多くの市民のご意見を参考とするため、調査人数を3,000人としました。

回答率が34.7%以上であれば必要な回答数1,039件を確保できることとなります。

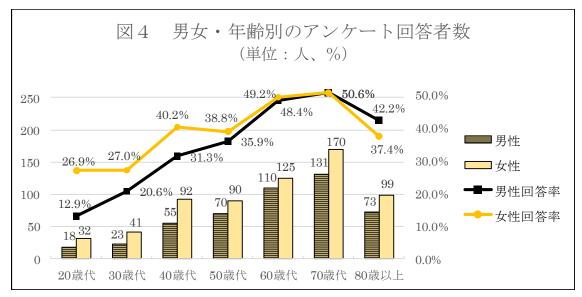
- ③調査対象の抽出方法 令和3年6月末時点の住民基本台帳から、20 歳以上の市民を無作為に抽出しました。
- ④調査方法 郵送による配布・回収を行いました。
- ⑤調査期間 令和3年7月22日 ~ 令和3年8月11日
- ⑥調査項目 「回答者自身のことについて」、「地域に対する日頃の思いなどについて」、「福祉に対する認識について」、「再犯防止について」、「新型コロナウイルス感染症について」、「福祉の未来像について」の大きく 6項目に分けて調査しました。
- ⑦回答状況 配付数 3,000 件 回収数 1,147 件 回収率 38.23 %
- ⑧アンケートに関する地域の区分

地域の区分は、地域に密着した日常生活が行われている小学校区とし、「きずな計画」における推進圏域との整合を図りました。

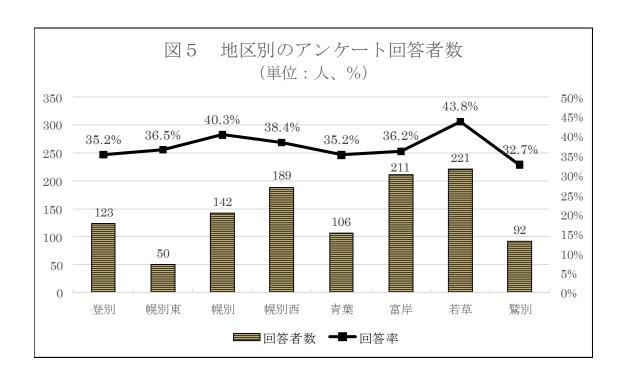
小学校区名	該当地域
登別小学校区	カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町、
	登別東町、登別本町、登別港町、富浦町、
	札内町381番地
幌別東小学校区	幌別町、幸町、新栄町
幌別小学校区	中央町、常盤町、千歳町、来馬町、札内町
幌別西小学校区	富士町、新川町、片倉町、柏木町、川上町、
	鉱山町
青葉小学校区	緑町、桜木町、青葉町、大和町1丁目、
	若山町1・2丁目
富岸小学校区	新生町、富岸町、若山町3・4丁目、
	栄町3・4丁目、大和町2丁目
若草小学校区	美園町、若草町、上鷲別町
鷲別小学校区	鷲別町、栄町1・2丁目

⑨アンケート回答者の概要

7 O歳代までは年齢が高くなるにつれて回答率と回答者数が多くなる傾向があり、すべての年代で男性より女性の回答者数が多くなっています。



回答者の住んでいる地域を小学校区ごとに区分すると、若草小学校区の 回答者数が一番多く、幌別東小学校区の回答者が一番少なくなっています。 また、各地区への送付者数に対する回答率は、若草小学校区が最も高くな っています。



(5) パブリックコメント

計画策定に当たり、計画内容を計画素案の段階で市民に公表し、市民から寄せられた意見を計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

①実施期間 令和4年1月4日 ~ 令和4年2月3日

②実施方法

- ・計画素案の公表:市公式ウェブサイト上での公開、公共施設等での素案の 設置
- ・意見の回収方法:電子メール、郵送、ファクシミリ、意見箱



[パブリックコメント用意見箱等]

5 計画の進捗管理

計画の具体的な推進に当たっては、市民や各種団体、事業者、社協との連携・協力が不可欠です。

また、本計画を実効性があるものとして推進していくために、進捗状況の 把握と点検が必要となることから、地域福祉計画評価委員会(仮称)を設置 し、適切な進捗管理を行っていきます。

具体的な評価の手法としては、登別市総合計画第3期基本計画における関連項目の数値目標の達成度など定量的な指標による把握の他、「きずな計画」における評価結果等を参考として、市民の意識の醸成や行動の変化、関係機関との連携の状況などにも着目し、地域福祉の推進に関する取組の進捗状況について総括的な評価を行います。

第2章

登別市の概況

1 基本情報

登別市は、北海道南西部に位置する人口約 46,000 人のまちです。東西約 18.5km、南北約 22.6km に広がり、面積は 212.21km² を有しています。

市の南東部は太平洋に面しているとともに、北部は山地となっており、海と山に囲まれた自然豊かな環境です。

北海道の中では積雪は少なく、最低気温もマイナス10度以下になることはほとんどありません。7・8月の盛夏でも30度を超えることはほとんどなく、 比較的過ごしやすい気候であるといえます。

交通網は海沿いに国道36号の主要幹線があり、それとほぼ平行に道央自動車道があります。道央自動車道を利用した場合の所要時間は、新千歳空港まで約1時間、札幌中心部まで約1時間30分となっています。

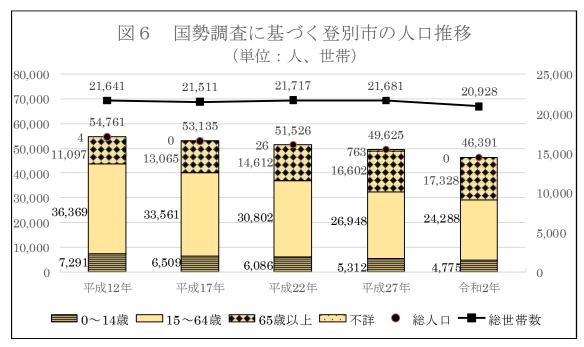
札幌中心部までの移動は、JRや高速バス(道南バス、中央バス)を利用することもできます。

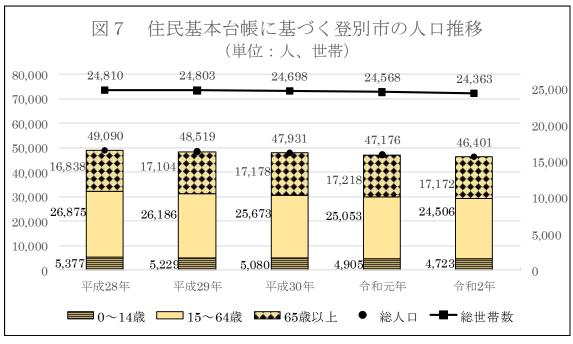
また、登別温泉とカルルス温泉は全国的にも有名な温泉地であり、特に、登別温泉は硫黄泉や食塩泉など9種類もの泉質があることで知られ、「湯之国登別」としてPRに努めています。

2 人口と高齢化率の推移等

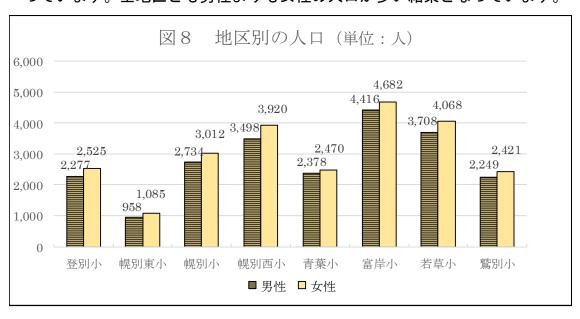
登別市では、人口の減少に加え、年少人口(15歳未満)や生産年齢人口(15歳~64歳)が減少を続けているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあります。

令和3年3月31日現在、65歳以上の高齢者数は17,172人で、高齢化率は37.0%となっています。この数字は北海道の高齢化率32.1%(令和3年1月1日現在)を大きく上回る状況です。

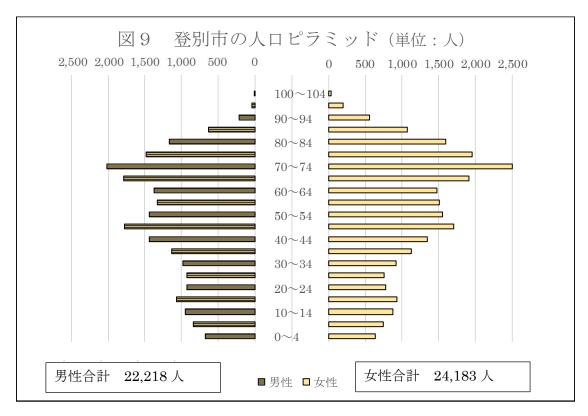




地区別の人口は、富岸小学校区が最も多く、幌別東小学校区が最も少なくなっています。全地区とも男性よりも女性の人口が多い結果となっています。

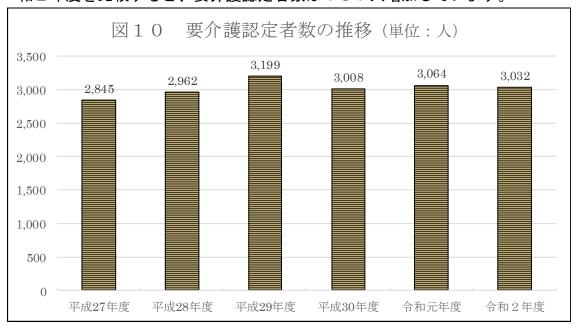


当市の人口を年齢階層別で見た場合、男女共に70歳代の人口が最も多くなっています。今後も生産年齢人口(15歳~64歳)や年少人口(15歳未満)が減少傾向のため、高齢化率はさらに上昇することが予想されます。

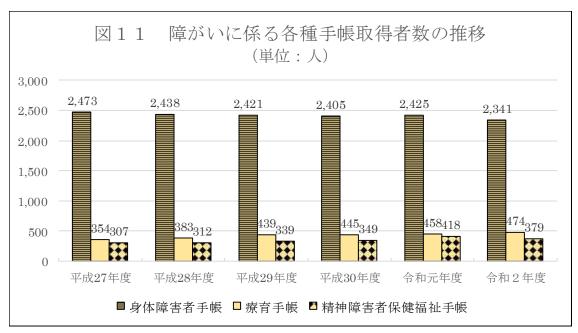


3 福祉制度利用者の状況

介護保険制度における要介護(要支援)認定者について、平成27年度と令和2年度を比較すると、要介護認定者数は187人増加しています。

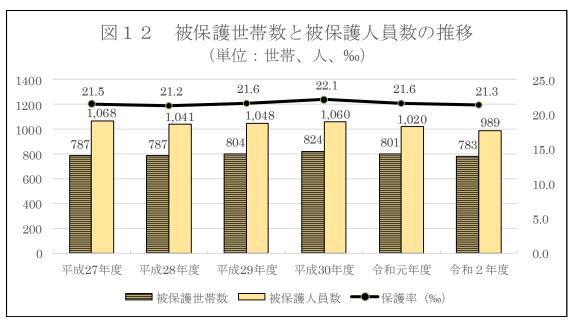


各種障がい者手帳所持者は、平成27年から令和2年まであまり変化はありませんが、身体障害者手帳の所持者は、やや減少傾向にあります。

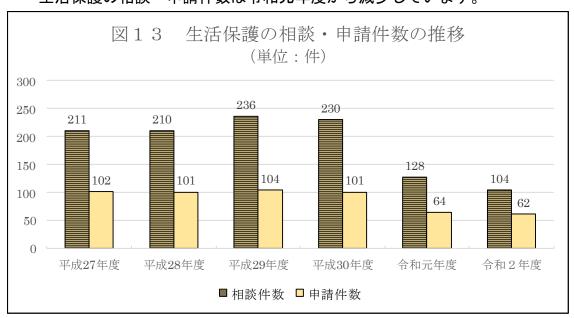


平成27年度から令和2年度まで被保護世帯数と被保護人員数に大きな変化はありません。

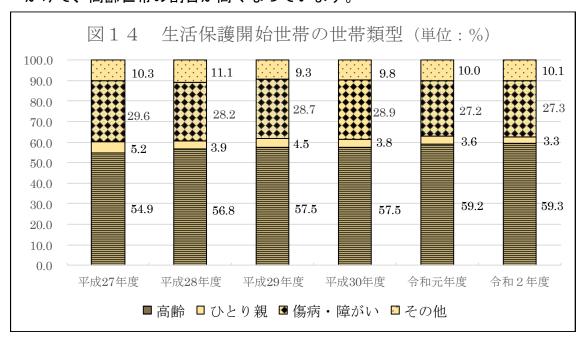
※保護率(‰) = 人口 1, 0 0 0 人のうち、何人が生活保護を受給しているかの割合であり、‰(パーミル・千分率)で表されます。



生活保護の相談・申請件数は令和元年度から減少しています。



また、生活保護開始世帯を類型別にみると、平成27年度から令和2年度にかけて、高齢世帯の割合が高くなっています。



第3章 第2期計画における

取組の成果と課題

この章では、第2期登別市地域福祉計画の計画期間である平成28年度から 令和3年度までの取組内容について、「登別市の地域福祉に関するアンケート調 査」の結果等をもとに、成果と課題を整理しています。

共に支え合うまちづくり

<目標の考え方>

誰もが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域で共に 支え合う福祉の基盤をつくることを目標としています。

■ 1 - 1 これまでの取組成果

市は、社協と協働して地域で支援が必要な方に対する見守り・安否確認に加 え、様々なサービスや制度への繋ぎを行う支援体制を強化してきました。

また、必要に応じて社協や民生委員児童委員、地域包括支援センター(※6)、 総合相談支援センターと連携し、見守り支援や支援ニーズの把握を行ったほ か、町内会等の小地域を単位とした見守り・支え合い・助け合いを行う小地域 ネットワーク活動(※7)を推進する社協を支援してきました。

●ノーマライゼーション理念(※8)の普及

福祉意識の啓発のため、市が行う認知症サポーター養成講座やあいサポー ター養成講座をはじめ、社協が行う出前福祉講座など、市広報紙を活用しな がら福祉について理解及び学習する機会を増やしました。

●福祉推進体制の強化

町内会等と社協が連携し、町内会等単位による小地域ネットワーク活動を 展開しながら、住民の参加と協力により、同じ地域の中で支えを必要とする 方々の生活を見守り、支え合う隣人同士の助け合い活動を推進しました。

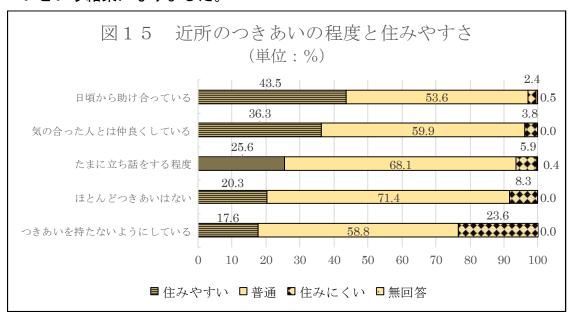
●地域福祉活動の推進

地域福祉計画ときずな計画の策定等を通して、社協との連携・協働による 推進方法や互いの役割などについて検討を進めました。

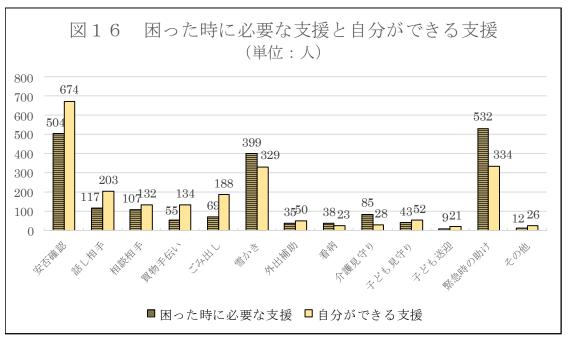
また、市民のボランティア活動を促進するため、社協と連携し、ボランティア活動の担い手を育成していく体制の整備を図りました。

■1-2 アンケートの結果

「近所とのつきあいはどの程度ですか」という問いと「登別市は住みやすいまちですか」という問いの回答を組み合わせたところ、「近隣住民とは日頃から助け合っている」と答えた方は、「登別市は住みやすい」と答える割合が高いという結果になりました。

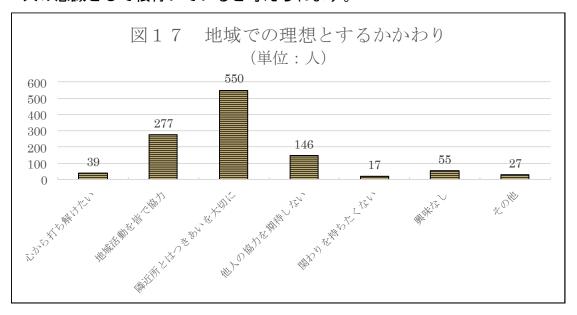


また、困った時に必要な支援と自分ができる支援は、ともに「安否確認の声かけ」「緊急時・災害時の手助け」「雪かき」が多い結果となりました。

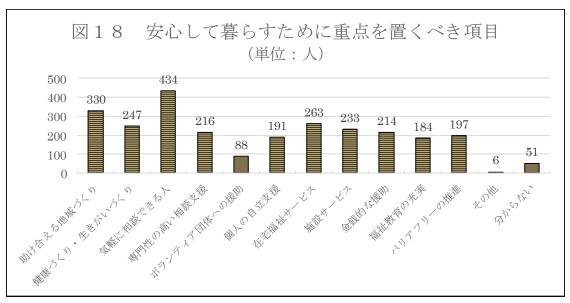


「地域での人と人のかかわりについて、あなたのお考えに近いものをお選びください」という問いに対して、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」という回答が最も多い結果となりました。

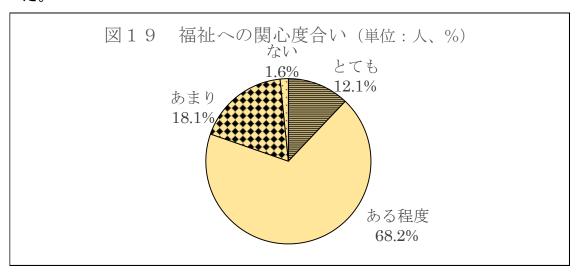
次に多かった回答が「地域を良くする活動をみんなで協力し合っていきたい」で、近隣住民同士やボランティアでの支援を行う「互助」の考え方が、個人の意識として根付いていると考えられます。



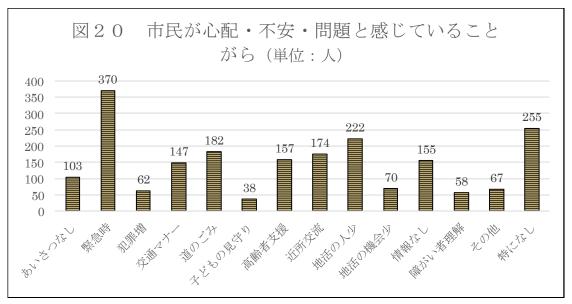
「市民が住み慣れた地域・まちで安心して暮らしていくために、どのような福祉に重点を置くべきだと考えますか」という問いに対し、「気軽に相談できる人・窓口、集まれる場の充実」という回答が最も多く、次に「市民がお互いに支え合い、助け合える地域づくりの推進」という回答が多い結果となりました。



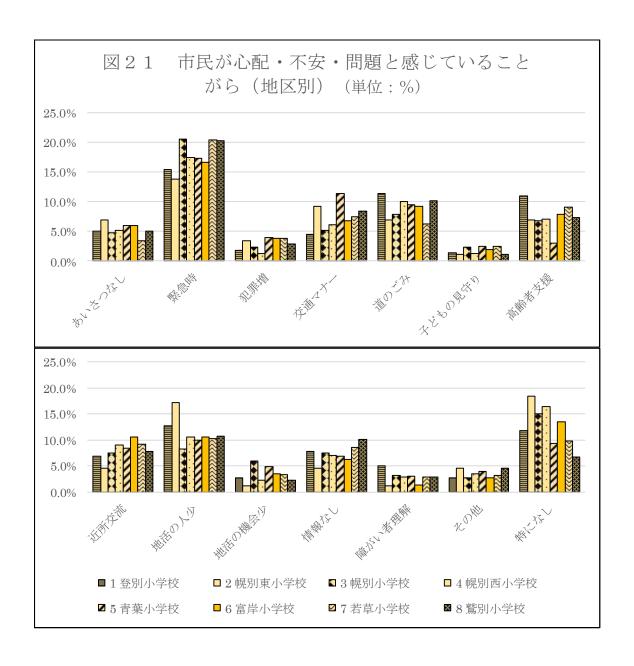
「あなたは「福祉」に関心をお持ちですか」という問いに対しては、「とても関心がある」「ある程度関心がある」と答えた方の合計が80%を超えました。



市民が心配・不安・問題と感じていることがらについて、全体では「緊急時の対応体制が分からない」が最も多く、次いで「地域の活動に参加する人が少ない」「道ばたのごみの増加」「隣近所との交流が少ない」が挙げられました。



市民が心配・不安・問題と感じていることがらを地区別に見ると、「緊急時の対応体制が分からない」は幌別小学校区などで、「交通マナーの乱れ」は青葉小学校区で、「地域の活動に参加する人が少ない」は幌別東小学校区で特に問題視される一方、「高齢者のみの世帯の支援がなされていない」は青葉小学校区で、「地域活動に参加する機会が少ない」は幌別東小学校区であまり問題視されていないなどの傾向が見られました。



■1-3 課題

これからの福祉のまちづくりは、様々な機関が行うサービスの拡充のみではなく、地域の中で地域の方が問題・課題を的確に捉え、自らまたは広く協力を得ながら「共に」解決する仕組みづくりと、地域の方と関係機関の意識の醸成が必要であり、多くの方や機関が時間と努力を積み重ねていかなければなりません。

また、地域の中での助け合いを進めていく中で、住民の中にはご近所付き合いが苦手もしくは興味のない方もいることがアンケートから見えてきます。地域への溶け込みが難しい方に対しては支援も、また支援する側となっていただくことも困難な状況が想定されますので、関心や理解を得るためにも幅広い助け合いの入口を設けることが必要となります。

事業を幅広く実施するためには、多くの人の関わりが必要となりますので、 複数の団体が連携して関係する等の工夫が必要となります。また、事業の実施 者を機関にのみ求めるのではなく、地域や地域の各機関が大きな目的を共有し ながら人手や費用を負担することを検討することで事業実施が容易となりま す。

図17の「困った時に必要な支援と自分ができる支援」で回答者が多かった「安否確認」、「雪かき」、「ごみ出し」、「緊急時の助け」について、「困った時に必要な支援」と同程度以上に「自分ができる支援」と回答した方がいました。

これからの取組の構築に当たっては、自ら支援にまわることができるという声をいかに多くお聞きし、無理なく支え手となっていただくかが課題となります。取組を進める際には、支え手となった方が負担を押しつけられたと感じて支援をやめてしまうことがないよう、支えられる側も過度な要求をしないなどの配慮が必要となります。

今後の地域福祉を担う人材の確保のため、福祉に関心がある方が実際に福祉活動に参加したいという意欲を持たせるような情報提供を行うなど、取組に工夫が必要です。

また、登別市地域福祉計画の評価や検証を行うとともに、社協や関係機関との協議を重ねることによって役割を整理し、連携・協働しながら地域福祉を推進していくことが必要です。

2 のびやかな人生が息づくまちづくり

く目標の考え方>

住み慣れた地域でいきいきとした生活を送る高齢者を増やすことを目標と しています。

■ 2 - 1 これまでの取組成果

市では、高齢者保健福祉施策や介護保険事業の基本的な考え方や高齢者福祉、介護保険事業の方向性を示すとともに、目指すべき取組などを位置づけ、介護保険事業の安定的運営を図るため「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、計画に基づいた取組を行いました。

●長寿社会の基盤づくり

社協を中心として、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを促進する、ふれあい・いきいきサロン(※9)推進事業を展開しました。これまで多くの方がサロンに参加しており、継続して、サロンを主体的に運営する人材の育成を行いながら、住民相互の支え合いや包括的支援を行いました。

住民主体の通いの場が継続して実施できるよう、地域のリハビリテーション専門職を派遣し、リーダーの育成や新たな介護予防の取組を紹介するなどの支援を行うとともに、通いの場や介護予防教室等において健康に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行うことで、高齢者の健康保持に努めました。

また、地域包括支援センターの運営により介護予防ケアマネジメント(※10)を行うとともに介護保険制度の周知や利用に関する相談体制の充実を図りました。

●高齢者福祉の充実

認知症高齢者等のはいかいに対応するため、「はいかい高齢者等SOSネットワーク(※11)」により、地域住民や関係機関と連携・協働する仕組みづくりを進めました。

また、令和7年には65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症と推計される状況を受け、地域包括支援センター・認知症疾患医療センター・認知症初期集中支援チーム等、関係機関の連携体制の強化により認知症等に対する支援体制を充実させました。

また、当市の介護保険やフレイル(※12)予防などの取組について、「広報のぼりべつ」や市公式ウェブサイトなどを通じて周知を行いました。

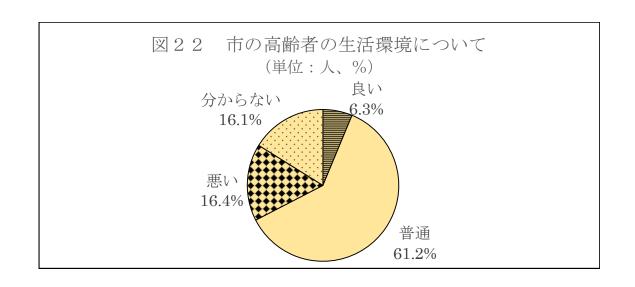
令和2年度には高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう市内2 カ所目となる小規模多機能型居宅介護施設を整備するなど、介護保険サービス基盤の充実に努めました。

●介護サービスの充実

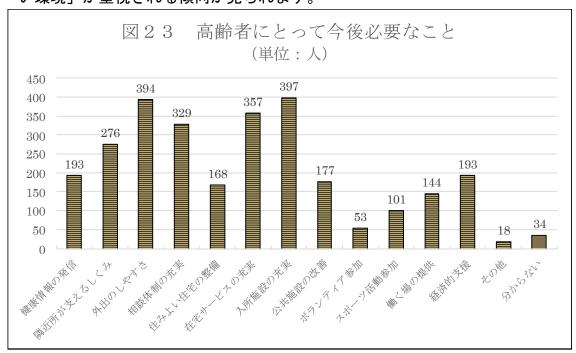
介護サービス事業者への支援・指導や介護従事者の研修機会の確保などにより介護保険サービスの質の向上に取り組み、高齢者が安心して、自立した日常生活を営むことができるよう、質の高いサービスの提供に努めました。また、介護人材の育成及び介護保険事業者との連携により、利用者に対応した質の高いサービスの充実を図りました。

■2-2 アンケートの結果

「登別市の『高齢者が安心して暮らせる環境』について、どのように感じていますか」という問いに対して、「良い方だと思う」「普通だと思う」を合わせると67.5%という割合になりました。



「高齢者の人たちが住みよいまちをつくるために、今後、どのようなことが 重要だと考えますか」という問いに対しては、「入所施設の充実」との答えが 最も多い結果となりました。第2期計画策定時よりも「外出・買い物がしやす い環境」が重視される傾向が見られます。



■ 2 - 3 課題

高齢化率が上昇を続け、令和7年には40%になると推計される中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らしていけるよう地域住民、関係機関・団体、事業者、行政が互いに連携・協力して地域包括ケアシステム(※13)を深化・推進し、高齢者が社会参加や健康維持に主体的に取り組み、生きがいを感じることのできる長寿社会の基盤づくりに取り

組む必要があります。

地域包括ケアシステムの深化に当たっては、人口の半分近くが支えられる側の年代である現状において、「若い人たち」に過度な負担がかかれば社会全体の疲弊につながりかねないことを、支える側にも支えられる側にも繰り返し周知していく必要があります。

また、高齢者が介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を維持できるよう、介護保険制度に関する情報提供や、地域の高齢者福祉施設や在宅で受けられるサービスの充実が必要です。

3 健康を守り育てるまちづくり

<目標の考え方>

自らの健康は自らが守るという意識を醸成し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康で元気に生活できる期間(健康寿命)を延ばすことを目標としています。

■ 3 - 1 これまでの取組成果

市では、国の基本方針及び北海道健康増進計画を勘案して、子どもの頃からの規則正しい生活習慣を身につけ、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図り、子どもから高齢者まであらゆるライフステージにおいて健康づくりを推進し、健康で心豊かに暮らす社会を実現するため、登別市健康増進計画「健康のぼりべつ21」を策定し、計画に基づいた取組を行いました。

●健康づくり意識の確立

健康教室や「食育」の推進、食生活に関する学習機会の提供など普及啓発 を通じて健康づくり意識の醸成を図りました。

また、市民の健康意識の普及啓発を図るため、健康に関する講演会の開催や、必要に応じて「健康通信きらり」等での疾病予防・早期発見に対する情報提供に取り組みました。

●保健予防活動の充実

早い時期から健康的な生活習慣を身につけ、生涯を通じてこれを継続していくことが重要であることから「生活習慣の改善と予防」を柱とした保健指導や相談体制の充実を図りました。

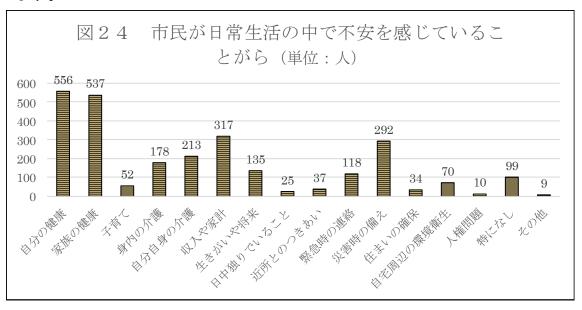
●地域医療の充実

救急医療に対応できる365日の診療体制を確保できるよう、登別・室蘭

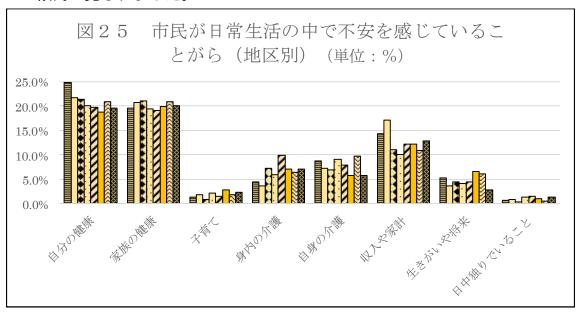
市内又は西胆振医療圏の輪番制により、休日及び夜間の診療体制を維持してきました。

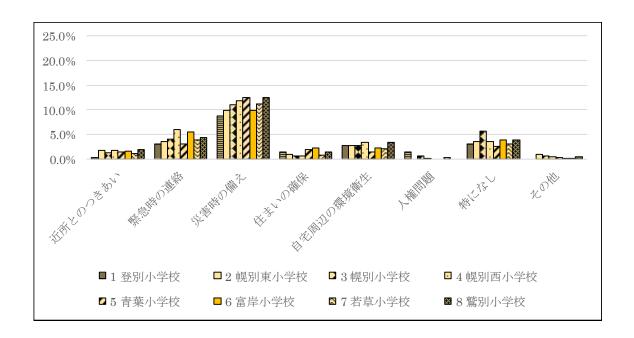
■3-2 アンケートの結果

「日常生活の中でどのようなことに不安を感じていますか」という問いに対しては第2期計画策定時に続き「自分の健康のこと」と「家族の健康のこと」が最も多く、またその割合が上がっており、健康への関心の高まりがうかがえます。

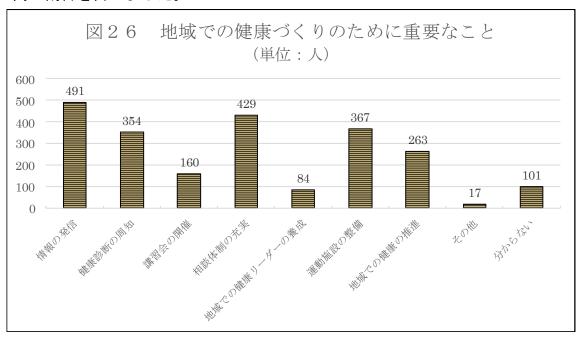


市民が日常生活の中で不安を感じていることがらを地区別に見ると、「自分の健康のこと」は登別小学校区で、「収入や家計のこと」は幌別東小学校区で比較的多くの方が懸念している一方、「身内の介護のこと」は幌別東小学校区で、「災害時の備えのこと」は登別小学校区で比較的懸念する人が少ないなどの傾向が見られました。

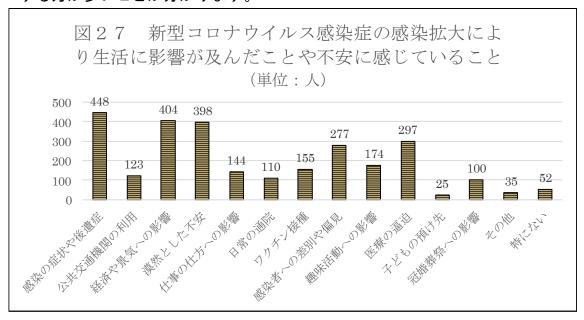




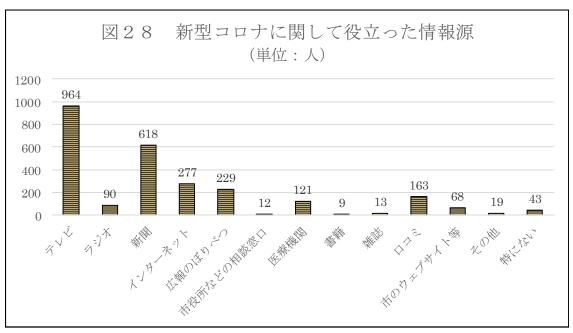
「地域で健康づくりを進めていくために、今後、どのようなことが重要だと 考えますか」という問いに対し、「健康づくりや健康に関する情報を発信する こと」と「こころや体の健康について、気軽に相談できる相談体制の充実」が 高い割合を占めました。



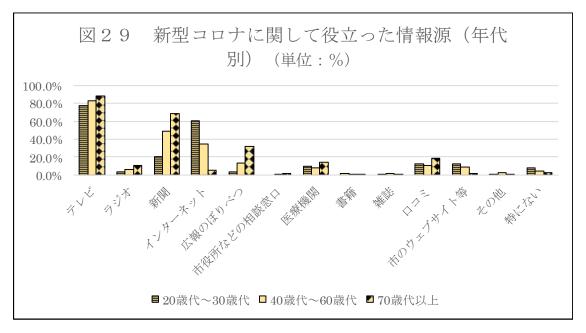
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりあなたの生活に影響が及んだことや不安に感じていることはありますか」という問いに対しては、「感染による症状や後遺症」、「経済や景気への影響」、「漠然とした不安が続くこと」に不安を感じる方が多く、健康のみならず気持ちや経済など多様な影響を心配する方が多いことが分かります。



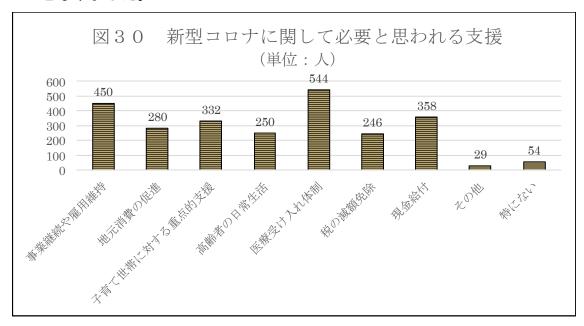
「新型コロナウイルス感染症関連で役立った情報源はありますか」との問いに対して、多くの方が「テレビ」や「新聞」が役立ったとしており、特に有効な情報源と見なしているという結果になりました。



年代別では、若い世代は他の世代に比べて新聞を利用する方が少ない一方でインターネットを使って情報収集する割合が高く、高齢の世代ではインターネットを使うことは少なく、他の世代に比べて新聞・広報のぼりべつ・ロコミを重視する傾向が見られました。



「新型コロナウイルス感染症蔓延の長期化を見据えて、今後必要と思われる 支援対策等はありますか」という質問では、「検査機関や医療機関の受け入れ 体制の整備対策」が最も多いものの、多様な支援が求められている現状が明ら かとなりました。



■3-3 課題

市民一人ひとりが健康であるために、健康診査の周知や気軽に健康づくりに取り組める環境づくりなどを通じて、健康に関心を向けるだけでなく、実際に行動を起こすことができるように取り組む必要があります。

また、心身の健康について悩みを抱える人が、気軽に相談することで悩みの解決や軽減につながるよう、地域の関係機関や関係団体と連携して、適切な相談窓口につなげる体制の充実を図る必要があります。特に自殺対策については、市民向けに研修を行うことで、自殺予防に対する問題認識や知識を深め、地域で自殺対策を支えられる仕組みづくりが必要です。

さらに、感染症対策に当たっては、年代ごとに情報を得るための手段が一様ではないことに留意し、世代間等の情報格差が生じないよう複数の手段を組み合わせて情報発信を行うとともに、市民のニーズを把握して各関係部署が連携し、支援に当たる必要があります。

4 やさしさに満ちたまちづくり

′ <目標の考え方>

誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような社会を目標としています。

■ 4 - 1 これまでの取組成果

市では、「登別市障がい者福祉計画」、「登別市障がい福祉計画」及び「登別市障がい児福祉計画」の3つの計画を「登別市障がい者支援計画」として一体的に策定し、計画に基づいた取組を行いました。

●障がい者(児)への理解

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく「あいサポート運動」を推進しました。

町内会等や小学校等と連携を図り、「ちょっとした手助け」をする応援者 (あいサポーター)を養成する「あいサポーター研修」を行いました。

また、障がい者虐待について理解を深められるように「広報のぼりべつ」などを通じて周知啓発を行いました。

●障がい者(児)の自立支援

障がいのある人やその家族からの各種相談に応じて、障がい福祉サービス

の利用などの適切な支援につなげ、相談者が希望する生活を営むことができるよう、相談支援事業所(基幹相談支援センターen、児童デイサービスセンターのぞみ園)における相談支援体制を充実させました。意思疎通支援の一環として、手話通訳専門員を配置して、聴覚障がいのある方のコミュニケーションを支援しました。

基幹相談支援センターenにおいては、障がい福祉サービスの利用、社会参加、就労などの幅広い分野で相談支援を行いました。就労及び職業的自立の促進については、胆振日高障がい者就業・生活支援センターと連携して就労に関する相談窓口を定期的に開設し、就労に関する支援を行うとともに、障がい者就労に関しての啓発及び理解の促進に取り組みました。

児童デイサービスセンターのぞみ園においては、子どもの発達や困りごとなどの内容に応じて、心理、運動、言語などに関する相談支援を行いました。

●障がい者(児)の社会参加の促進

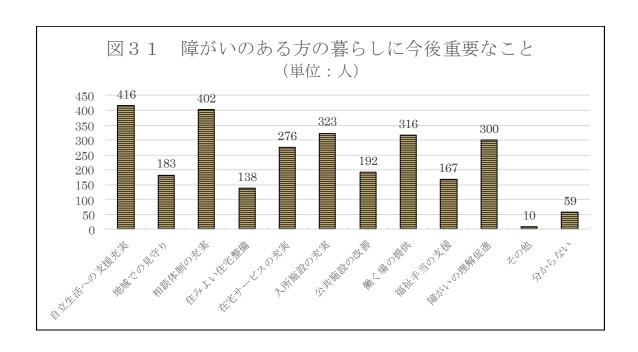
障がいのある人の社会活動を充実させるため、創作的活動(書道・絵手紙等)や軽スポーツ(卓球やフライングディスク等)などを行うことができる地域活動支援センターを運営しました。

また、一定の要件を満たす障がいのある人に対して、運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部を助成しました。

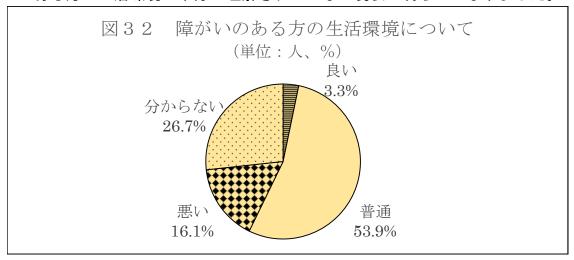
■4-2 アンケートの結果

「障がいのある人たちが住みよいまちをつくるために、今後、どのようなことが重要だと考えますか」という問いに対して、「自立した生活を送るための教育や生活訓練の充実」、「困ったときの相談体制の充実」という回答が多い結果となりました。

「職業訓練や働く場の提供」が最も多かった第2期計画策定時に比べ、生活の充実が重視される傾向が見られます。



「登別市の『障がいのある人が安心して暮らせる環境』について、どのように感じていますか」という問いに対して、「良い方だと思う」と答えた方は3.3%しかおらず、「普通だと思う」が約53.9%という結果となりました。また、「分からない」という回答が26.7%にものぼることから、障がいのある方の生活環境が十分に理解されていない現状が明らかになりました。



■4-3 課題

個性や価値観を尊重し、支え合う地域社会を推進するため、障がいのある方がどのような考えを持っているのか、どのようなことに困っているのかを理解しようという意識づくりが必要です。

また、住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、職業訓練や働く場の整

備を行い、自立した生活を送ることができるように環境を整備することが必要です。

障がいのある家族がいる家庭では、支え手が亡くなった場合のいわゆる「親亡き後の問題」が大きな課題となっています。障がいのある方を支える場合、障がいの程度や種別によって専門的な知識や経験が必要となる場合があります。また、入所できる施設の数や種類、入所者数にも限りがあり、入所を希望する方すべてを受け入れる環境にはありません。まちの障がいのある方の状況を広く示し、事業者の受け入れ体制整備への取組を促すとともに、障がいのある家族においても広く支援者の輪を広げ、自らまたは関係機関との連携を図りながら、課題解決への道を探ることが必要です。

また、災害時においては、障がいの程度や種別など、多様な障がい等に対応 する必要があることから、平時から福祉施設等との協議を進め、福祉避難所の 整備を進める必要があります。

5 安心して子どもを生み、健やかに育つまちづくり

<目標の考え方>

安心して子どもを生み、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して、子育てする人の不安と負担を解消することを目標としています。

■ 5-1 これまでの取組成果

市では、子ども・子育て支援法第61条に基づき、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体となって取り組むための指針として「登別市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づいた取組を行いました。

●子育ての不安と負担の軽減

子育て支援センターを中心に、子育てひろば、子育て相談など、地域のさまざまな機会を通じて子育て家庭への支援に努め、地域では子育てサロン活動やファミリーサポートセンター事業(※14)などの取組が行われました。令和2年には、子育て世代包括支援センター(※15)を設置し、妊娠期から子育て期にわたる支援の充実を図りました。

また、女性も男性も、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育て、地域活動などをバランスよく両立させることができる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランス(※16)の具体的な取組方法等の普及・啓発を行いました。 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校のそれぞれで世代間交流を促進する事業を実施し、ふれあいの機会づくりに取り組みました。

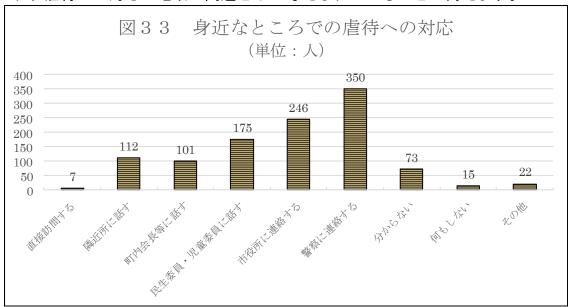
●児童虐待の防止

こども相談室を中心に関係機関と連携し、要保護児童や虐待が危惧される家庭の把握と適切な支援に努めたほか、令和3年には、子ども家庭総合支援拠点を整備し、支援体制の充実を図りました。また、児童虐待に対する理解を深めるため、関係団体等への「児童虐待防止マニュアル」の配布やセミナーの開催等により、地域全体で虐待の予防、早期発見に努めました。

■5-2 アンケートの結果

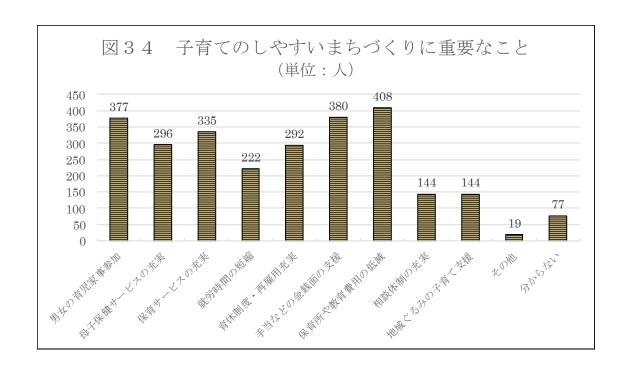
「もし隣近所で、虐待が発生していると思われたら、真っ先にどのような対応をとると思いますか」という問いに対して、「警察に連絡する」「市役所に連絡する」という回答が多く見られました。

「隣近所の人に話す」や「町内会等の会長に話す」という回答も一定数見られ、虐待への対応が地域の問題として考えられていることが伺えます。



「子どもたちやその家族が子育てのしやすいまちをつくるために、今後、どのようなことが重要だと考えますか」という問いに対し、「保育所や教育にかかる費用が少なくて済むこと」「児童手当や子ども医療費助成などの金銭面の支援」という回答が多く、経済的な支援が重要視されている傾向が見られました。

また、「男女ともに育児・家事に参加すること」「働く時間を短くするなどして、子どもと接する時間を増やす取組」を重要と考える回答が第2期計画策定時よりも増加し、経済的支援の必要性と同等に男女共同参画の考え方が浸透していることが窺えます。



■5-3 課題

子育て世代の経済的負担を軽減するために、手当の支給や利用者負担の軽減などの各種経済的支援を継続していくことが必要です。

また、虐待を発見したときの対応方法などについて周知を行うことで、地域 全体が関心を持ち、見守りを行うことができる機能を充実させることが必要 です。虐待については、まだ通報することに抵抗のある方が多いものと考えら れ、具体的な事例とその結果を示すなど、関係機関や地域の方とともに通報の しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

子育て支援の環境は時代とともに大きく変わってきました。過去には隣近所で子どもを預かるなど地域で子育てに協力する環境がありましたが、現代社会においてはその機能が弱まってきている一方、ファミリーサポートセンターなどの取組が充実してきており、関係機関の協力を得て、まちぐるみで子育てを支えています。今後も地域に合った取組を進めていく必要があります。

6 男女が共に参画するまちづくり

く目標の考え方>

男女共同参画社会の実現を図るため、男女があらゆる分野に参画することができる社会を実現することを目標としています。

■6-1 これまでの取組成果

市では、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野において、対等な関係でそれぞれが責任を担い活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し「登別市男女共同参画基本計画(のぼりべつ・はぁもにいプラン21)」を策定し、計画に基づいた取組を行いました。

●男女の人権が尊重される社会の実現

「登別市男女共同参画基本計画」に基づく男女共同参画への理解を深めるため、登別市男女共同参画社会づくり推進会議と協働事業を実施し、男女共同参画フォーラムの開催支援や情報紙「アンダンテ」の発行など、啓発活動や学習機会の充実を図り、男女共同参画社会の実現を目指す取組を推進しました。

平成30年度は、登別市男女共同参画社会づくり推進会議や西いぶり人権 啓発活動地域ネットワーク協議会等の協力のもと「登別市人権啓発講演会」 を開催し、多数の参加者を招き啓発活動に取り組みました。

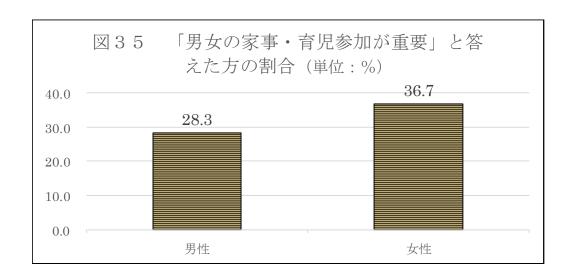
●男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

また、広報紙・市公式ウェブサイトによる情報提供や男女共同参画情報コーナーの充実を図るなど、多様な視点から広報・啓発活動を行ったほか、関係機関との連携による女性の登用に向けた企業等への情報提供を行うとともに、仕事と育児の両立を支援するファミリーサポートセンターの活用を推進しました。

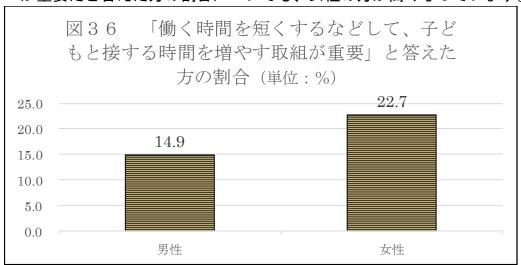
また、関係機関と連携し、配偶者・パートナーからの暴力を受けている被害者に対応する相談や支援体制の充実を図りました。

■6-2 アンケートの結果

「子どもたちやその家族が子育てのしやすいまちをつくるために、今後、どのようなことが重要だと考えますか」という問いに対し、「男女ともに育児・家事に参加すること」と答えた方の割合は、女性の方が多く、男女間の意識の差が見られます。



また、「働く時間を短くするなどして、子どもと接する時間を増やす取組」 が重要だと答えた方の割合についても、女性の方が高くなっています。



すべての世代で第2期計画策定時よりも「男女ともに育児・家事に参加すること」「働く時間を短くするなどして、子どもと接する時間を増やす取組」を重要視する方が増えており、男女共同参画への意識が高まっていると言えます。

また、20歳代での同回答の回答率が最も高く、若い世代が特に男女共同参画を重視している傾向が見られます。

◎表1 男女共同参画意識の年代別割合

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上
男女ともに育児・家事参加が 重要	25	23	50	48	71	92	66
全体の回答者数	50	64	147	160	237	304	179
回答者に占める割合	50.0%	35.9%	34.0%	30.0%	30.0%	30.3%	36.9%
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上
働く時間を短くするなどして、 子どもと接する時間を増やす 取組が重要	16	15	32	28	33	61	36
全体の回答者数	50	64	147	160	237	304	179
回答者に占める割合	32.0%	23.4%	21.8%	17.5%	13.9%	20.1%	20.1%

■6-3 課題

男女共同参画の意識をさらに浸透させるために、一人ひとりの意識啓発に加え、地域や社会の環境整備に取り組んでいく必要があります。特にアンケートの結果からは、「男女ともに育児・家事に参加すること」「働く時間を短くするなどして、子どもと接する時間を増やす取組」を重要と答えた方の比率が20歳代をピークとして減少する傾向が見られたことから、社会全体に存在する男女の固定的な役割分担意識の解消、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、広く男女共同参画への理解が深まるよう、今後も引き続き啓発を行う必要があります。

さらに、LGBT(性的少数者(セクシュアルマイノリティ))(※17)について、正しい認識と理解を広めることが必要です。

また、配偶者やパートナーからの人権侵害について、気軽に相談できる窓口や、地域での信頼関係を強化し、一人で悩みを抱え込まないような体制の整備に取り組むことが必要です。

7 安全で安心して暮らせるまちづくり

<目標の考え方>

防災体制の整備促進や防犯力の向上、生活基盤の弱い立場にある方への生活安定と経済的自立の促進を図ることで、住みやすい地域社会の実現を目指すことを目標としています。

■ 7 - 1 これまでの取組成果

市では、災害による被害を未然に防ぐため、防災マップの作成や「登別市地域防災計画」の改正に取り組んだほか、具体的な犯罪発生情報を提供し、一人

ひとりの防犯意識の啓発に取り組みました。

●自立した暮らしへの支援

「生活保護法」による生活扶助や「生活困窮者自立支援法(※18)」による、生活困窮者への自立相談支援や住宅確保のための給付金支援などを実施しました。また、経済的自立が期待でき、就労意欲がある被保護者に対しては、求職活動を支援し、就労による生活保護からの自立を図りました。

●総合防災体制の整備

2年に1度、地域住民及び防災関係機関等の参加による総合防災訓練を実施しました。令和元年度には鷲別小学校を会場として実施し、約1,500人の地域の方が参加するなど、多くの方に防災に対する心構えなどの普及啓発に努めました。また、令和2年度には、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の強化として、パーティションや簡易ベッド、衛生資材等を購入するとともに、職員に対する訓練を行い、防災体制の充実を図りました。

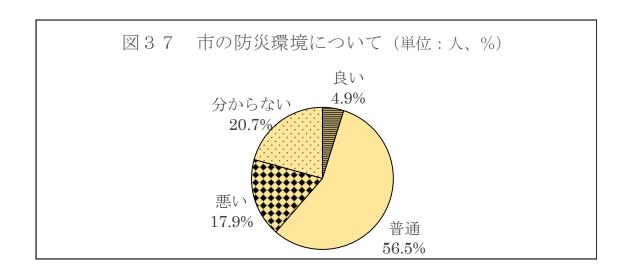
●地域ぐるみでの見守り・防犯体制の整備

消費者被害に遭いやすい高齢者などへの見守り体制や消費者被害の「早期発見」「未然防止」「拡大防止」を図るため、平成28年度に「登別市消費者被害防止ネットワーク」を設置しました。ネットワークは地域包括支援センターを中心に幅広い機関で構成され、地域全体で、特に配慮が必要な高齢者を悪質商法等の被害から守ることを目指しています。

■ 7 - 2 アンケートの結果

「登別市の『防災体制が整っている環境』について、どのように感じていますか」という問いに対して、「普通だと思う」と回答した方が多く見られました。

東日本大震災以降、防災意識が高まってきている中、「悪い方だと思う」「分からない」と回答した方も38.6%いることや、登別市は海岸沿いの民家も多数あり、津波の危険性が高い地形であることなどから、今後も防災についての啓発等を行っていく必要があります。



■ 7 - 3 課題

生活困窮者の生活安定と経済的自立の促進を図るため、これまで生活困窮者自立支援制度の周知を進めてきましたが、潜在的な生活困窮者を支援に繋げるためには、アウトリーチの取組を強化する必要があります。今後、支援体制をより充実させるためには、定期的に民生委員等へ地域における生活困窮者に関する情報提供の呼びかけ等を行い、生活困窮者を早期に把握し、自立した生活を確保するための支援を実施するとともに、生活に困窮する方の個々の課題を見極め、適切な支援につなげることができるよう、社協などの関係機関や庁内の他部署とより密に連携をとりながら、包括的な支援を実施する必要があります。

また、緊急時の対応体制について市民全体が理解し、意識しておくためにも、 災害に備えた心構えや災害に関する情報の収集方法などについて啓発を行う ことが必要です。

犯罪の被害に遭うことなく安心して暮らせるまちづくりを推進するため、 町内会等と協力して防犯灯を設置する取組を継続し、地域で犯罪を防止する 意識を醸成していくほか、巧妙化する手口によって拡大する消費者を狙った 犯罪については、警察署や登別消費者協会をはじめとする関係機関との連携 を深めながら、相談支援体制の強化や市民への啓発を行っていく必要があり ます。

さらに、再犯防止のため、保護司等関係者との連携により犯罪をした人に対する相談支援の体制を整えるとともに、周囲の方の理解を深める啓発を行うことでその更生や社会復帰を支援することが必要です。

第4章 第3期計画における 地域福祉推進の基本

基本理念・方針

本計画の策定及び実施に当たっては、社会構造や人々の暮らしの変化を踏 まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え て、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を 超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域とともに 創る「地域共生社会」を目指します。

具体的には、個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援や分野 をまたがる総合的サービスの提供を行うとともに、住民の主体的な支え合い を育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出し、地域の資源を生かしながら暮 らしと地域社会に豊かさを生み出すことが求められることから、市民と行政 の協働により、様々な困難を抱えた人が社会から孤立せず、安心してその人ら しい生活を送ることができる社会をつくっていきます。

市民誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合いながら、住み慣れた地域 で安全かつ健やかに自立した生活を送れる社会を実現していくことが、私た ち市民の願いです。

本計画は、「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の理念に基づく行動指針で あり、「温もり」を合言葉に、市民一人ひとりが地域の課題解決に主体的に取 り組み、支え合いの担い手として参加・参画していく協働のまちづくりによっ て、心の通い合った温もりある地域社会の実現を目指すことを基本理念とし ます。

図38 地域共生社会のイメージ



【厚生労働省・地域共生社会のポータルサイトより】

2 目指すべき地域の姿

いろいろな困難を抱えている人がいたとしたら、その人の尊厳を認め、人と 人とのつながりを大切にして、困った時に支え合う「顔の見える関係づくり」 や互いを認めて支え合う「共に生きる社会づくり」を進め、誰もが安心して暮 らすことができる地域社会をつくっていかなければなりません。

地域に暮らす方は年齢や環境等によって体が自由に動かない、子どもの面倒を見てもらう方が見つからない、人とつながる機会が身近にないなど、それぞれ異なる困りごとを持っていることがあり、それはお互いが補い合うことで解決することができるかもしれません。これまで困った状況にある方が周囲から支援を受けることが福祉と理解されていた傾向がありますが、積極的に他の困っている方を助け、役割を持つことで喜びを得、いきいきと暮らしていくこともまた福祉のひとつの形ではないでしょうか。子どもや高齢の方、障がいのある方等が互いに関心を持ち、安心して身近な方と日々ふれあう中で自然に会話が生まれ、小さな喜びが連続する、そのような環境をつくることを念頭に、本計画で策定する取組が実施される必要があります。

取組の推進に当たっては、行政のみならず、福祉関係者をはじめ多くの市民

に本計画の理念を理解していただき、市民と行政が共に参画し、互いに支え合い、高め合い、協働しながら各取組を推進し、福祉のまちづくりを目指していくこととします。

3 推進体制

(1) 市民の役割

市民は、福祉サービスの利用対象者であるとともに、地域福祉の担い手として期待される立場にあります。

市民一人ひとりが地域社会の一構成員として福祉を担うという意識を持ち、個人の知識や技術を生かして地域活動やボランティア活動などへの主体的な取組が期待されます。

(2)地域の役割

地域やボランティアには、互助・共助の力を高めることが期待されています。社協や町内会等は、それぞれの活動を実施することのほか、他団体と連携協力することで、地域で行われる福祉活動を一層強化し充実させることが期待されます。

(3) 事業者の役割

サービス事業者は、利用者の立場に立って質の高いサービスを提供することが期待されます。

サービスの提供によって利用者の自立を支援するほか、他の事業者や関係機関、地域の各種団体などと連携を進める必要があります。

また、サービス内容の情報提供及び公開や利用者の権利擁護などサービスが利用しやすい環境づくりが求められます。

(4) 市の役割

市には、地域福祉を推し進めるため、福祉施策を総合的に推進する責務があります。このため、福祉以外の様々な分野に関係する部局も含めた庁内の連携に努めるとともに、関係機関や各種団体、事業者などから情報収集を行い、市民ニーズや地域の特性に配慮した施策を進めます。

また、住民にとって身近な場所において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めるとともに、市民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備に努めます。

さらに、地域に密着しながら地域福祉の推進に中心的な役割を担う社協の 取組を支援し、地域福祉活動の推進や総合的な体制づくりについて協議を進 め、計画を推進するものとします。 地域と市との協働関係を築く上で、コーディネーターとしての社協の役割は大きく、市と社協とが互いの役割を明確にし、連携を深める中で取組を進めていくことが大切になります。

また、社協が市民の参画を得て策定するきずな計画と連携した取組を進めます。

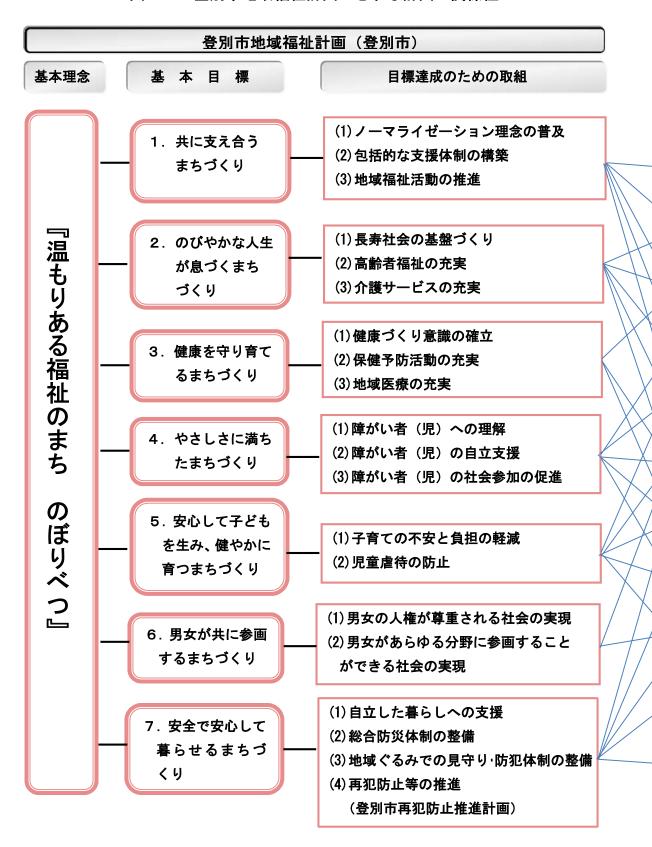
4 基本目標

登別市地域福祉計画の基本理念を実現していくため、本計画では、次の7つの基本目標を掲げます。

基本目標	主な取り組み分野
1. 共に支え合うまちづくり	福祉推進体制の整備
2. のびやかな人生が息づくまちづくり	高齢者福祉
3. 健康を守り育てるまちづくり	健康推進
4. やさしさに満ちたまちづくり	障がい者(児)福祉
5. 安心して子どもを生み、健やかに育	子育て
つまちづくり	
6. 男女が共に参画するまちづくり	男女共同参画
7. 安全で安心して暮らせるまちづくり	困窮者支援、防災、防犯

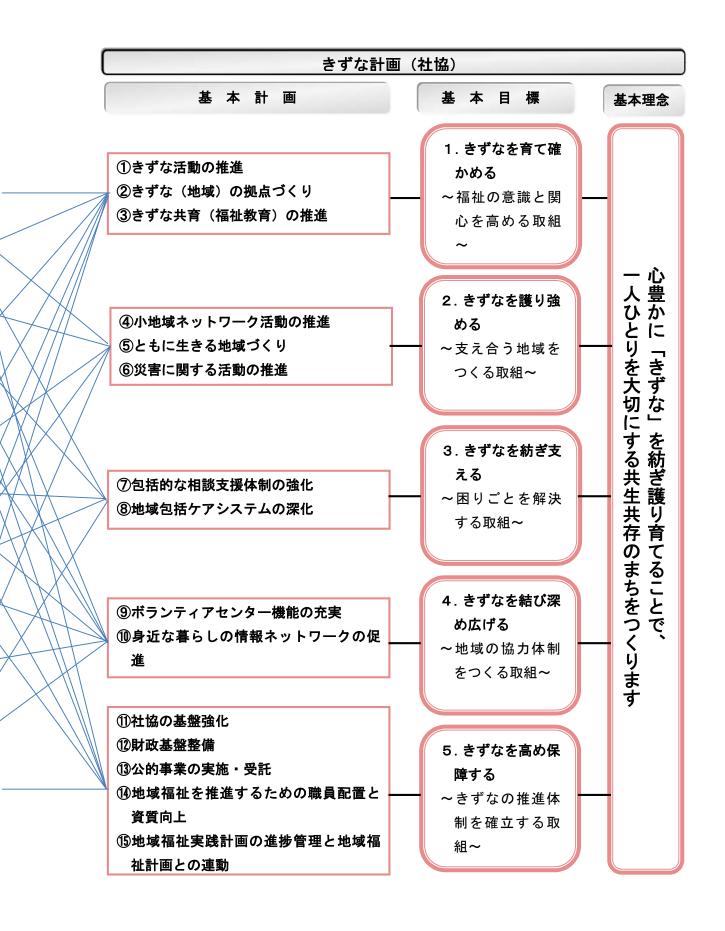
次頁では、本計画の各基本目標およびそれを達成するための取組とともに、 行政との協働により自主的・自発的な福祉活動を行う民間の活動・行動計画で あるきずな計画の基本目標等を一覧にして図示します。

図39 登別市地域福祉計画・きずな計画の関係性



両計画の実施主体が互いに協力し、それぞれの取組を補い合いながら、市民 と行政の協働による福祉のまちづくりを推進していきます。

※市と社協が連携している基本目標同士を線で示しています。



また、各基本目標において、平成27年9月の国連サミットにおいてすべての加盟国の合意により令和12年度を達成年限として経済・社会・環境に係る17分野のゴールを定めたSDGs (Sustinability Development Goals (持続可能な開発目標)の略称)の考え方を取り入れ、それぞれ17のゴールと結びつけて施策の展開に取り組むことで「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すまちづくりを進めます。





【国連開発計画ウェブサイトより】

登別市地域福祉計画では主に、福祉にかかわりの深い次の8のゴールの実現へ向けた取組について策定しています。

北 小門 / にお加工 こ で て 不足 こ で で か / 。					
1 類様 なくそう 貧困をなくそう	10 ☆ ☆ 人や国の不平等をなくそう				
3 対 での人に健康と福祉を	11 はみ続けられるまちづくり 住み続けられるまちづくり				
4 対の高い教育をみんなに	16 サネハヒ☆ルヒヒ 平和と公正をすべての人に				
5 ジェンダー平等を実現しよ ・ジェンダー平等を実現しよ う	17 パートナーシップで 日標を達成しよう				

第5章

施策の展開

この章では、第4章で示した7つの基本目標ごとに社会情勢を踏まえたうえでの地域における課題分析や、それらの課題に対応していくための基本的な考え方と基本目標達成のため市が多様な主体との協働により実施する施策や取組の詳細について記載しています。

基本目標 1

共に支え合うまちづくり

















市民一人ひとりが互いの人格と個性を尊重しながら、共に生きるという意識はまちづくりの基本です。

障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、地域の一員として共に支え合い、差別や偏見のない福祉社会を築き上げることが市民の願いです。

支え合いのあるまちづくりを推進するためには、「福祉」を特定の人のためのものというように限定的に捉えるのではなく、市民誰もが自身の能力や関心に応じて自分らしい生活を送ることができるまちづくりというように、広い視野で「福祉」を捉え直す必要があります。

広い視野での福祉を実現するためには、市民一人ひとりの福祉に対する意識の変革や地域活動への参加啓発を行いながら、地域の中で孤立している人たちを地域と結び付け、人間関係を深めていくための仕組みづくりが必要です。

そのために、市は幼児教育、学校教育、社会教育などあらゆる機会を通じて福祉教育を推進するとともに、市民の福祉意識の高揚を図り、ノーマライゼーション理念を普及することが重要です。

一方、行政は市民の意見を大切にしながらま ちづくりを行うとともに、市民一人ひとりは地 域に関心を持ち、地域のことを知り、地域での きめ細かな活動に参加していくことが必要とな ります。 また、国においては、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて包括的な支援体制を構築し実践していくための一つの方法として、市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した様々な地域生活課題を分野や組織の枠を超えて地域全体で解決していく「重層的支援体制整備事業」が示されました。

本事業を進めるに当たっては、市民や社協に代表されるような地域活動に取り組む様々な団体、市役所をはじめとする行政機関等、多種多様な人・団体の共通の理解と主体的な取組の展開が必要となります。

この構成される人・団体も、保健福祉分野だけではなく、市民活動や商業関係など、従前の福祉施策よりも幅広いものとなります。そのため、各人・各団体が、それぞれ参画する意義や目的、メリット、デメリットなどを正しく認識した上で、役割を果たしていただく必要があり、十分な準備なしに制度を構築すると、これまで築いてきた人・団体間の信頼関係すら揺らぎかねません。

制度の構築に当たっては、すべてを新たにつくるのではなく、既存の仕組みを 再認識し、大きな枠組みの中で果たすべき役割を定義し、不足するものは都度、 関係者間で協議し、対応策を練るなどの柔軟性が求められます。

本市においても、本事業の実施に向けて、各部署にある相談窓口や情報共有を行う会議体など庁内外のネットワークを活かしながら、市民や多くの関係機関等との話し合いを深め、共通認識のもとで属性を問わない相談支援やアウトリーチによる支援体制の構築、社会とのつながりや参加の支援、地域やコミュニティにおける支え合う関係性の育成支援等へつなげる取組を進めていきます。

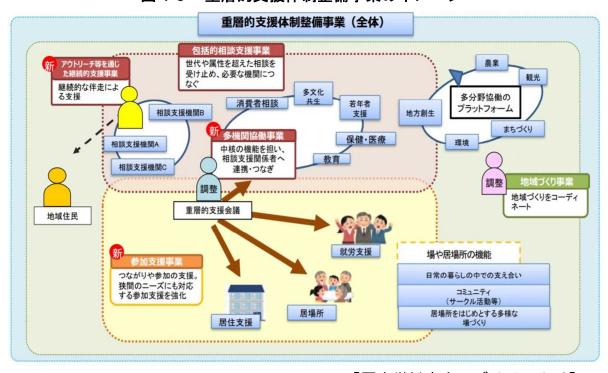


図40 重層的支援体制整備事業のイメージ

【厚生労働省ウェブサイトより】

_	\	A	P٦	7
T	7	Ξ	Ĕ-	1

内容

主な関連事業等

(1) ノーマライゼーション理念の普及

- 〇誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことができるように、市民や福祉関係者等と協働で制定した「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の理念に基づき、福祉のまちづくりを推進します。
- ○認知症サポーター養成講座 やあいサポーター養成講座 など市民向けの研修を継続 し、福祉教育の充実に努め るとともに、各種講演会や 行事などのあらゆる機会を



通じてノーマライゼーション理念や地域福祉の重要性について普及啓発を図ります。

- 認知症サポーター養成講座
- 高齢者見守り支援事業
- あいサポータ一養成講座
- 総合相談支援事業
- ・窓口対応時対 話支援機器整 備事業費

(2) 包括的な支援体制の構築

- ○住民にとって身近な場所において、複合化・複雑化した支援ニーズやひきこもりなど制度の狭間にいる方等の課題を包括的に受け止め、福祉以外の様々な分野と連携した参加支援や多様な出口支援へとつなげる「断らない」相談・支援体制の構築に向けて取組を進めます。
- ○介護、障がい、子ども、生活困窮など既存の相談体制 やネットワークを活かしながら、各分野を横断した多 機関の協働による重層的なセーフティーネットの構 築を目指します。
- 〇町内会等と社協が連携して実施する、町内会等単位に よる小地域ネットワーク活動の体制整備を支援しま す。

- 生活困窮者自 立支援事業
- 安心キット配付事業補助金
- 地域包括支援 センター運営 事業
- 登別市連合町 内会助成事業
- 町内会運営費助成事業

(3) 地域福祉活動の推進

- 〇市民及び関係機関の連携による支え合いや地域にお ける公益的な取組の促進に努めます。
- ○通いの場など交流の拠点整備や見守り体制の構築を はじめとする地域住民の地域福祉活動への参加を支 援します。
- ○社協と連携し、登別市ボランティアセンターの機能強 化を図り、市民ニーズに応じられるボランティア活動 の推進や人材育成に努めます。
- 〇民生委員・児童委員をはじめ、市民の地域福祉に関する活動への参加促進へ向けた環境整備に努めます。

- 社会福祉協議 会補助金
- 民生委員児童委員活動事業
- ・高齢者見守り 支援事業
- 登別身体障害 者福祉協会助 成事業

※上記の「主な関連事業等」欄に掲載している事業は、本計画策定時に市が行う こととしている事業です。市の事業はこのほかにもありますが、左欄の代表的 な事業を掲載しています。

基本目標 2

のびやかな人生が息づくまちづくり









高齢者が住み慣れた地域で安心してのびやかな人生を送るためには、心身が健康であるとともに、生きがいを持って自分らしく暮らすことが大切です。そのためには、心身の健康維持や回復についての取組はもちろん必要ですが、長寿社会の到来により人生の時間が増大している中で、どのように自分らしく生き生きと暮らしていくのかということが大きな課題となっています。



今後、人口に占める高齢者の割合がますます増えていくと見込まれており、一人ひとりが「このような課題を地域社会の中でどう解決していくのか」や「心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」をどこに求めるのか」ということを考えていかなければなりません。

地域での福祉活動にとどまらず、自らの知識、経験、能力、技術、趣味など を生かした活動により、生きがいを感じられる機会を増やすことも大切です。 また、生きがいづくりは保健・医療・福祉の分野を超えるものであることか

ら、市民や事業者などと連携して、生きがいづくり活動の促進を図る必要があ ります。このような取組は、地域の活力につながるものであり、高齢者に限ら ずあらゆる世代に共通する課題とも言えます。

高齢者への公的な福祉サービス等については、「登別市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画」に基づき介護サービス基盤を計画的に整備するととも に、介護人材の育成、介護保険事業者との連携などにより、利用者に対応した 質の高いサービスを展開していくことが必要です。

また、在宅での家族介護者やひとり暮らし高齢者などに対する地域での支え 合い体制の充実も重要となります。

分野	
内容	主な関連事業等
(1) 트寿社会の其般づくり	

- (1) 長寿社会の基盤 ノくり
- ○高齢期に活力ある生活を送るため、健康の保持増進や 介護予防に取り組むことができる環境づくりを推進 するとともに、地域のニーズや実情に応じた健康づく り活動を展開します。
- ○高齢者が地域で活動し、能力を発揮できる場やチャレ ンジできる場の提供、フレ イル予防・生活支援等に主 体的に取り組むことで社 会参加・貢献し、生きがい を感じることができるよ



う、高齢者の地域・社会活動を推進する環境づくりに 取り組みます。

- ・登別市老人ク ラブ連合会補 助金
- ・老人クラブ運 営補助金
- 敬老行事補助 余
- 一般介護予防 事業
- 牛活支援体制 整備事業

(2) 高齢者福祉の充実

- 〇高齢者のニーズに応じて、自立支援、在宅医療、介護 予防、住まいの確保などの生活支援サービス(※19) を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深 化・推進に向けた取組を進めます。
- 〇高齢者が安全で自立した日常生活を営むことができるように、地域住民や団体、学生などに認知症等に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、地域のネットワークによりはいかい高齢者の早期発見等、地域における見守り体制の推進を図ります。
- 〇認知症高齢者等への円滑な支援が行われるよう、関係機関との連携により成年後見制度(※20)等を通じた権利擁護の充実、支援体制の推進を図ります。

- 地域包括支援センター運営事業
- 高齢者等緊急 通報機器設置
- ・認知症高齢者 等成年後見制 度利用支援事 業(高齢者)
- ・高齢者見守り 支援事業
- 成年後見支援センター事業

(3)介護サービスの充実

- 〇広報紙、市公式ウェブサイト、出前講座などあらゆる機会を通じて介護予防の知識を普及啓発するとともに、介護保険制度の分かりやすい情報提供に努めます。
- 〇高齢者が、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を維持できるようにするため、 在宅で受けられるサービスの充実・強化に取り組みます。
- 〇介護人材の育成及び介護保険事業者との連携により、 利用者に対応した質の高いサービスの充実を図ります。

- ・養護老人ホーム整備事業費 補助金
- ・居宅介護サービス給付費
- ・介護サービス 人材確保対策 事業
- 介護保険趣旨 普及経費

基本目標3

健康を守り育てるまちづくり









健康はすべての人にとっての願いであり、市民一人ひとりの健康は「まちづくり」を支える基盤でもあります。

しかし、食生活が豊かになり、高齢化が進み、生活様式が多様化している現代社会では、毎日の生活習慣と関連が深い糖尿病、心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病が増加しており、健康を維持していくことが難しくなってきています。

健康で自分らしく生き生きと暮らしていくためには、医療や福祉など、いざという時の支援体制を整えることはもちろん大切ですが、それ以上に、「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、ライフステージ(※21)に応じた健康に関する情報収集、食育などの健康教育、軽スポーツの実践などを通じて、健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

そのためには、子どもの頃から「健康づくりへの意識づけ」に関する教育が 必要であるとともに、誰もが手軽に取り組める健康づくり活動の環境を整える

ことや、適切な医療や保健サービスを受けられる体制を確保することが必要となっています。

特に、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるように、母子保健の充実が重要です。



また、疾病を予防する「一次予防」に重点を おいた「登別市健康増進計画(健康のぼりべつ21)」に基づいた健康づくり に取り組む必要があります。

(1)健康づくり意識の確立

○こころと身体の健康づく りに関する知識の普及を 図り、市民の主体的な健 康づくり意識を醸成しま す。



- 〇健全な食生活習慣の大切 さを啓発し、生活習慣病の予防を図ります。
- 〇ウォーキング(散歩)や軽体操の実践を含めた健康教室などを活用し、日常の運動やフレイル予防の大切さを啓発します。



- 健康づくり事業(健康通信 きらり、健康 教室)
- からだスッキ リ運動教室
- ・食育事業(もぐ もぐ食育広 場、食育おや こ料理教室)
- 健康運動推進事業
- 後期高齢者保健事業
- 一般介護予防事業

(2) 保健予防活動の充実

- 〇がんの早期発見や生活習慣病予防対策として、各種が ん検診や健康診査等を実施し、市民の主体的な健康づ くり意識の向上を図ります。
- ○乳幼児期における子どもの順調な成長・発達を促すと ともに、親に寄り添い育児不安の解消に努めます。
- ○悩みやストレスの解消方法について普及啓発を行い 心の健康維持を推進するとともに、自殺予防に向けた 取組を行います。
- ○新型コロナウイルスそのものに対する知識とこまめ な手洗いや手指消毒、マスクの着用等による感染予防 対策、発熱等の症状がある際の受診方法などについ て、普及啓発を行います。
- ・健康診査事業 (各種がん検 診、ピロリ菌 検査、歯周病 検診)
- 若い世代の健康診査
- 乳幼児保健事業(乳幼児健康診査・健康相談)
- 自殺対策事業
- 国保保健事業
- 後期高齢者保健事業

(3) 地域医療の充実

- ○市民の安心・安全を確保するため、地域医療の充実に 努めます。
- ○急な発病などに対応するため、救急医療体制の確保に 努めます。
- 救急医療対策事業負担金
- 地域歯科医療 対策事業

基本目標4

やさしさに満ちたまちづくり











地域福祉では、個性や価値観を認め合う住民相互の連帯が必要です。例えば、 健常者にとっては支障と感じられない事柄であっても、そうでない人たちにと っては生活に不便を感じたり、孤独感などの悩みを抱えたりすることが少なく ありません。

このような意識の違いは、時として無関心につながり、お互いの気持ちがますます離れてしまい、孤立を生む原因になりかねません。福祉のまちづくりのためには、地道にお互いの立場を知り、理解して認め合いながら支え合っていくことが大切です。

特に、障がいに対する無理解や誤解から生じる差別や偏見が無くなったとは言いがたい現状にあります。すべての人から「心の障壁」を取り除いてノーマライゼーション理念を浸透させていくためには、各種の広報・啓発活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育、地域や関係機関等と連携した特別支援教育、ボランティア活動などを通じて、障がいのある人とない人とのふれあいを促進していくことが大切です。

障がいのある人や障がいがあると思われる人で日常生活に何らかの支援が必要な人が、地域で安心・自立して暮らしていくためには、お互いの人格と個性を尊重した地域社会の実現が必要となります。

そのためには、障がいのある方を支援する障がい福祉施策を、「登別市障がい者支援計画」に基づき、着実、計画的に推進し、行動の妨げになる施設構造の解消、障がい状況に対応した住居等の確保、就労や訓練の場の確保、社会参加の機会が少ないことや情報の発信・収集手段が限定されていることへの対応、

医療支援や相談支援体制の充実など、多くの課題に地域社会が連携・協働して 取り組んでいく必要があります。

また、障がいのある家族がいる家庭では、障がいのある人の暮らしを支える

親などの支え手が高齢化してきており、将来的に死別などした場合に支え手が不在となるいわゆる親亡き後の問題が大きな課題となっています。親亡き後の問題への対応に当たっては、障がいのある人の今後の生活への備えとして、障がい福祉サービスの体験利用の支援などに取り組む必要があります。



地域では住民相互のつながりが希薄になってきており、お祭りなどの地域行事やボランティア活動などへの参加者も減少している状況が見受けられることから、住民相互に支え合う関係を築いていくことができる機会の充実と場の確保など、地域活動への参画や参加者増加につながる新たな仕組みづくりが必要です。

更に、障がいのある人の権利擁護を図るため、障がい者(児)の虐待防止や 養護者に対する支援などの体制整備に取り組んでいく必要があります。

分野	
内容	主な関連事業等
(1)障がい者(児)への理解	
〇障がいや障がいのある人に対する正しい理解が得ら	・あいサポータ
れるよう、広報紙、各種講習会、福祉教育などあらゆ	ー養成事業
る機会を通じて、ハートバリアフリー(※22)やノ	• 手話推進支援
ーマライゼーション理念の普及啓発を行います。	員養成等事業
〇町内会や小学校等と連携を図り、「ちょっとした手助	
け」をする応援者(あいサポーター)を養成する「あ	
いサポーター研修」を行うことなどより、あいサポー	
ト運動の輪を広げます。	

(2) 障がい者(児)の自立支援

- ○障がいのある人等の日常生活を支援するため、相談支援事業所における相談支援体制の充実を図っていきます。
- ○障がいのある子ども等一人ひとりの特性に応じた適切な支援ができるよう、関係機関と連携強化を図り、 相談対応や療育体制の充実に努めていきます。
- ○親亡き後の問題の対応策として、基幹相談支援センターen が中心となり、障がい福祉サービス事業所と連携を図りながら、障がいのある人の将来への備えとして、サービス体験利用などの支援を進めていきます。
- 〇障がいのある人等の日常生活に何らかの支援が必要 な人の生活を支えるため町内会等、事業者、関係団体 などと連携して見守り体制の推進を図っていきます。
- ○判断能力が十分ではない障がいのある人に対して財産管理や契約等の法律行為を支援する成年後見制度について、成年後見支援センターと連携を図り、制度の周知と活用促進に努めていきます。
- 〇障がい者虐待防止センター(※23)において、障がい者の虐待防止や養護者に対する支援等を行います。

- 総合相談支援事業
- 児童デイサー ビスセンター のぞみ園運営 事業
- 地域生活支援 拠点事業
- 日常生活用具 給付事業
- 補装具給付事業
- ・成年後見制度 利用支援事業 (障がい者)
- 成年後見支援センター事業
- •身体•知的障害 者相談員設置 事業

(3) 障がい者(児)の社会参加の促進

- 〇ハローワーク等と連携し、事業主に対し、障がい者雇用に関する各種助成・支援制度の周知を図るとともに、障がいのある人が短時間就労やトライアル雇用などの多様な形態での就労ができるよう、障がい者雇用に関する理解の促進に努めます。
- 〇障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるよう、障がい者団体や支援 団体の支援に努めます。
- ○障がいのある人が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ、レクリエーション及び文化活動



を行う関係団体の支援や参加機会の拡充に努めます。

- ・障害者自立更 生促進助成事 業
- 地域活動支援 センター運営 事業
- 社会参加等事業補助金
- 登別身体障害 者福祉協会助 成事業
- ・登別市手をつ なぐ育成会助 成事業

基本目標5

安心して子どもを生み、健やかに育つまちづくり



















少子化は活力ある地域社会づくりに当たっての課題であり、その対策は国にとっても、地域にとっても大きなテーマです。少子化と子育てに関する問題は、単に家庭の問題にとどまらず、将来の経済活動や年金等における社会保障制度の担い手に大きな影を落とすとともに、私たちの地域社会にも影響を及ぼすものとなっています。

近年の経済情勢の低迷に伴い、無職や雇用の不安定な若者が増加しており、「経済的不安」の増大は若年者の結婚観や結婚後の家庭プランへの影響も大きく、若年者が社会的に自立し、家庭を築き、子どもを生み育てていくことが難しい状況になっています。

今日では、ライフスタイルの多様化や女性の社会進出に伴い、男女の固定的な役割分担意識や子育ての多くを女性に頼る生活習慣が変化しつつあり、男女ともに子育てを担うことが求められています。

また、地域においては、時代の移り変わりとともに子どもたちが自由に遊ぶことができる空間が減少する一方、塾や習い事へ通う機会は増えており、子ども同士での遊びやふれあいの時間が減少しています。従来、子ども同士での遊びなどを通じて養われていた社会性や思いやりを身につける機会も少なくなっていると言われております。

更に、核家族化の進行により、家庭や地域の中で受け継がれてきた子育でに関する知識や経験が次の世代に伝わらなくなり、子育での不安や悩みを抱えながら孤立している親が少なくありません。出産や子育でなどの日常生活に関する情報交換や子ども同士を含めた地域でのふれあいの機会も少なくなり、子育で中の家庭では適切な親子関係づくりが図れず、過保護・過干渉や虐待などの親子関係の問題が生じやすくなっています。親だけが子育での責任と負担を背

負い込むことがないように、親子に直接ふれる機会の多い保健師や地域の人々が温かな一言をかけるなどの心配りや支援が必要です。

このような現状を踏まえ、これからは、若年者の社会的自立と経済的安定を図ることにより、子どもを生み育てる環境を整えながら、「登別市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次代を担う子どもや家庭への支援を着実・計画的に推進するとともに、地域と家庭との連携により、地域社会全体で子育てを支援することができるま



連事業

(2) 児童虐待の防止

- 〇学校、幼稚園、認定こども園、保育所、地域住民などと連携して、地域全体で子どもを見守る機能を充実させ、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応・再発防止をはじめとした子どもの権利擁護や少年非行防止に努めます。
- ○児童相談所をはじめ、関係機関等とのより一層の連携 を推進するほか、重篤化を未然に防止するための継続 的な見守り強化に向けて、アウトリーチによる支援体 制の構築を検討します。

• 児童虐待防止 啓発事業

基本目標6

男女が共に参画するまちづくり











日本国憲法に個人の尊重と男女平等の理念がうたわれ、男女共同参画社会の 実現に向けて、様々な法律整備や制度改革が行われてきました。

しかしながら、人々の意識の中には、性別による固定的な役割分担意識は時代とともに変わりつつあるものの、社会的・文化的につくり上げられたジェンダー(※24)が依然として残っています。「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割分担意識にとらわれず、自ら



の主体性と責任を持って、差別のない、男女が対等・平等な関係の社会を築いていくことが大切です。

活力あるまちづくりを推進するためには、男女共同参画社会の実現を目指し、「登別市男女共同参画基本計画(のぼりべつ・はぁもにぃプラン2 1)」を着実・計画的に推進し、男女が多様な生き方を認め合い、喜びも悲しみも責任も分かち合いながら、家庭、地域、職場、政策決定の場などのあらゆる場面で自身の能力を発揮し、活躍することができる男女共同参画社会を実現することが必要です。

分野

内容

主な関連事業等

(1) 男女の人権が尊重される社会の実現

○男女共同参画意識の浸透や 男女共同参画に関する理解 と認識を深めるための情報 収集・提供や啓発活動に努 めます。



- 男女共同参画 社会づくり事業
- 民間シェルタ一運営補助金
- 〇関係機関と連携し、配偶者・パートナーからの暴力を 受けている被害者に対応する相談体制や支援体制の 充実に努めます。
- OLGBT(性的少数者(セクシュアルマイノリティ)) について、正しい認識と理解の促進に努めます。
- (2) 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現
- 〇地域活動や社会活動への男女の積極的な参加を促進 するため、意識づくりや環境の整備に努めます。
- 〇男女が協力して仕事と子育てを両立することができるよう、市民や事業主に対し、男女共同参画に関する 意識改善や職場環境改善の啓発を行います。
- ○女性の職域拡大に努めるとともに、行政における政策 や施策決定の場への女性の参画を図ります。
- 〇女性の職業能力開発のための環境整備の促進に努めるとともに、再就職や起業を目指す女性への情報提供 や支援に努めます。

- 男女共同参画 社会づくり事業
- ひとり親家庭 等自立支援給 付事業

基本目標7

安全で安心して暮らせるまちづくり











子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、誰もが地域の一員として共に支え合う社会を築き上げることが「安全で安心して暮らせるまちづくり」には必要です。

少子高齢化や核家族化の進行が世の中の政治・経済に影響を及ぼしていることは否定できませんが、私たちは自らの責任と権利の中で、政治や経済に関心を持ちながら「暮らしやすいまちづくり」に参画する必要があります。生活基盤の弱い立場にある人に対しては、生活不安や孤独死などが生じないように、生活困窮者自立支援制度をはじめとする生活相談制度や職業訓練制度などを適切に活用しながら、生活の安定と経済的自立、社会的孤立からの脱却を図る必要があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と、それに続く平成30年9月6日の北海道胆振東部地震における被害は私たちに大きな衝撃を与え、いざという時の備えの大切さと防災に関する課題を突きつけました。市民は、「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、互いに協力して被害の防止・軽減に努めることが重要です。

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害や経済的被害を軽減する ためには、「家庭内備蓄や非常用持ち出し品の準備」、「防災訓練への積極的な 参加」、「防災マップによる危険箇所の把握」など、防災意識の醸成や防災につ いての認識を常に持つことが大切です。

市は、「登別市地域防災計画」に基づき、市民や関係機関などと連携・協働し、支援が必要な人に対する防災体制の構築を進めますが、災害時には、地域 住民や町内会等が中心となって対応にあたることも必要となります。

また、近年、核家族化や個人の価値観の多様化などから、隣近所との付き合いはやや薄れ、地域社会の絆が希薄になってきている現状にあります。このような地域社会の形成と、犯罪の増加や凶悪化などの懸念すべき事態とは無関係とは言えません。普段の何気ない付き合いが地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを認識する必要があります。

更に、犯罪への対応には、警察による防犯対策とともに、日常生活における 隣近所の付き合いなどを通じた地域の連帯による見守りや防犯力向上が大切 です。近年は犯罪者に占める再犯者率が増加しており、本人の自立はもとより 犯罪全体を減らすためにも、罪を犯した人の更生は一層重要な課題となってい ます。

地域ぐるみで安全を守り育て、情報を共有し、支え合いや助け合いを行っていくことが重要です。

内容

主な関連事業等

(1) 自立した暮らしへの支援

- ○民生委員児童委員や社協などの関係機関と連携し、経済的に困窮している低所得者及び居住や就労など生活上の問題を抱えている人の情報把握に努め、「生活保護法」による生活扶助や「生活困窮者自立支援法」による自立相談支援、住宅確保のための給付金支援を軸とした横断的な支援を実施します。
- ○8050問題やひきこもり、ケアラー、子どもの貧困問題などの複合的な課題を抱える世帯への支援に取り組むとともに、社会的孤立の問題がある世帯への支援を包括的に行う体制づくりを進める社協の取組を支援します。
- ○経済的自立が期待でき、就労意欲がある被保護者に対して、求職活動を支援し、就労による生活保護からの自立を図ります。

- 社会福祉協議 会補助金
- 生活困窮者自立支援事業
- 民生委員児童委員活動事業
- 被保護者就労 支援事業

(2)総合防災体制の整備

- 〇市民への正確かつ迅速な防災情報等の提供に努めます。 す。
- 〇災害別の防災マップを作成・配布し、危険箇所や避難 所を広報します。
- 〇総合防災訓練や防災研修を実施し、地域住民や職員の 防災意識の浸透や災害時の行動対応の向上を図りま す。
- ○関係団体と連携し、避難行動要支援者の把握及び日常
 - 的な見守りや災害ボランティア受け入れの体制づくり に努めます。
- 〇災害発生時に福祉避難所の 設置・運営が円滑に行える よう検討を進めます。
- 〇避難行動要支援者の個別避難計画の作成に向けて取 組を進めます。

- 防災意識普及 啓発活動事務
- 総合防災訓練
- 地域防災組織 の構築
- 防災対策強化 事業
- 防災資機材購入費補助事業
- 防災情報の伝 達装置に係る 維持管理



(3)地域ぐるみでの見守り・防犯体制の整備

- 〇町内会等や関係機関と連携し、防犯上の問題がありそうな施設・設備や公的場所・私的場所などを把握し、安全な生活環境の整備に努めます。
- ○警察署や登別消費者協会をはじめとする関係機関と 連携し、防犯情報の共有や犯罪発生情報の提供に努 め、とくに、消費者被害の防犯意識や被害予防意識の 啓発に努めます。
- 〇犯罪や非行のない地域社会の実現を目指すため、登別地区保護司会(※25)との連携を図り、各種啓発活動等に努め、地域の連帯に基づく見守りや防犯力の向上に努めます。

- 登別地区保護 司会補助金
- •室蘭登別防犯 協会連合会助 成金
- 防犯灯設置費 補助事業
- 町内会運営費助成事業
- 登別市連合町 内会助成事業
- 登別消費者協 会運営助成金

(4) 再犯防止等の推進(登別市再犯防止推進計画)

- ○犯罪をした人等への就労や定住先の確保に向けた相談や保健医療・福祉サービスの提供を図りながら、社会復帰に向けた支援を行います。
- ○犯罪をした人等の更生を助けることを目的としている る保護司との情報共有や連携を強化します。
- 〇「社会を明るくする運動」や 学校と連携した修学支援の 実施等を通じて、青少年の 犯罪や非行の未然防止、立 ち直り支援、更には犯罪を



- した人等の更生について理解を深める取組を推進します。
- 〇地域における更生保護活動の拠点である、登別市更生 保護サポートセンターの運営を支援します。

- 社会を明るく する運動
- 登別地区保護 司会補助金

第6章 資料編

1 用語の説明

※1 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、 地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え てつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創って いく社会。

※2 登別市地域福祉実践計画(愛称「きずな」)

社協が策定・実施する全市的な取組をまとめた全市計画と、市内8小学校区 ごとの取組をまとめた小学校区計画からなる5か年の計画。

※3 地域福祉計画

市が地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、市の庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とした、5か年の計画。

※4 きずな推進委員会

市内8小学校区に設置されている校区推進委員会と、ボランティア団体や地域包括支援センターなどの専門職により構成されている専門委員会とで組織されている、社協が設置する委員会。

※5 地域生活課題

保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする 地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民 が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各 般の課題。

※6 地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、介護 予防、権利擁護、総合相談支援などの事業を行っている。市内には、「あおい (愛桜)」、「ゆのか」、「けいあい」の3箇所がある。

※7 小地域ネットワーク活動

町内会等を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域の中で支援が必

要な方々の生活を見守り、支え合い・助け合いを行う活動。社協で活動の支援を行っている。

※8 ノーマライゼーション理念

高齢者や障がい者などを特別視せず、互いに助け合いながら、すべての人が 共に暮らしていくことが正常な社会のあり方であるとする考え方。本計画では、 すべての人が、地域の一員として「共に支え」・「共に歩む」という考え方とし ました。

※9 ふれあい・いきいきサロン

地域住民が運営主体となり行う、地域で生活している高齢者等が気軽に集まることができる仲間と生きがいづくりの場。社協で、活動の支援を行っている。

※10 ケアマネジメント

介護の必要な障がい者や高齢者に適切な自立計画や介護計画を立て、それに従って充分なサービスを提供すること。

※11 はいかい高齢者等SOSネットワーク

行方不明となった認知症高齢者等の家族の精神的負担を軽減するため、地域の協力を得て早期に発見し、保護するための事業。

※12 フレイル

加齢により心身の活力(筋力や認知機能など)が低下し、要介護状態になる リスクが高い状態。要介護状態になると回復が難しくなるが、早くから予防を すればフレイルから元の健康な状態に戻ることが可能。

※13 地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、自治体が地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じて作り上げる、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

※14 ファミリーサポートセンター事業

子育て支援の輪を広げ、地域ぐるみで子育てを支援することを目的とする育児の相互援助事業。子育て支援を受けたい方と子育てを応援したい方を会員とする。

※15 子育て世代包括支援センター

妊娠期から就学前までの子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための機関。妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に対し、関係機関と連携しながら子育て世代に必要な支援や情報を提供する。

※16 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように 職場や社会環境を整えること。

※17 LGBT(性的少数者(セクシュアルマイノリティ))

レズビアン (同性を好きになる女性)、ゲイ (同性を好きになる男性)、バイセクシュアル (両性を好きになる人)、トランスジェンダー (生物学的・身体

的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人)の頭文字をとったものであり、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を広く表す言葉の一つでもある。また、末尾に自身の性別や性的指向を特定できないと考えるQ(=クエスチョニング)など、様々な頭文字が加えられ、「LGBTQ」「LGBTQ+」と表現されることもある。

※18 生活困窮者自立支援法

平成27年4月から施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の支援を行うための所要の措置を講ずる法律。

※19 生活支援サービス

在宅の高齢者や障がいのある人が介護に頼らず自立した生活ができるよう 支援するためのサービスであり、外出支援サービスや配食サービスなどがある。

※20 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力の不十分な方を支援する制度。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が本人の利益を考えながら、代理として契約等の法律行為を行うなどして、本人を保護・支援する制度。

※21 ライフステージ(生涯各期)

人間の一生における年代ごとの段階のこと。乳・幼児期(0~5歳)、学齢期(6~15歳)、青年期(16~29歳)、壮年期(30~44歳)、中年期(45~64歳)、高齢期(65歳以上)に区分している。

※22 ハートバリアフリー(心の障壁の除去)

心のバリア(障壁)をなくして、お互いを尊重しあえるような、住みよいま ちづくりを進めていこうという考え方。

※23 障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、登別市保健福祉部障がい福祉グループにおいて、障がい者虐待に関する通報の受理や、障がい者虐待の防止、相談、指導、養護者の支援などを行う機関。

※24 ジェンダー

生物学上の性差に対し、社会的・文化的につくり上げられた性差のこと。

※25 保護司会

犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを使命とする保護司(保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアで、保護観察官と協力して職務に当たる)の地区ごとの組織。

2 登別市福祉のまちづくり検討委員会委員名簿

	氏 名	団 体 名	区分	
会長	田渕 純勝	登別市市民自治推進委員会		
副会長	木村 純一	登別市老人クラブ連合会		
	藤江 紀彦	登別市社会福祉協議会		
	太田 通	登別市民生委員児童委員協議会	福祉関係者	
	鳴海 文昭	登別市連合町内会		
	今 順子	登別市障害者福祉関係団体連絡協議 会		
	南部 良一	登別地区保護司会		
委員	坂井 みさこ	登別市男女共同参画社会づくり推進 会議		
	ライヤ・フランシス	登別市私立幼稚園協会	教育関係者	
	大熊 龍也	登別市校長会		
	山本 冨美子	登別商工会議所		
	吉田 武史	登別国際観光コンベンション協会		
	南のぞみ	登別市民	公募委員	

3 登別市福祉のまちづくり検討委員会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	令和2年10月13日	委員長・副委員長選出 第2期登別市地域福祉計画の期間延長/一部 評価について 策定スケジュールについて
第2回	令和3年6月22日	策定スケジュールについて 委員の公募等について 登別市地域福祉計画庁内検討委員会の設置 について 構成イメージについて 登別市の地域福祉に関するアンケート内容 (案)について
第3回	令和3年8月26日	登別市の地域福祉に関するアンケート結果 概要について 第2期計画及び第3期計画における取組内 容の評価の考え方について 今後の取組内容に係る意見募集について
第4回	令和3年12月14日	パブリックコメントの実施に先立つ計画原 案の確認について

4 登別市福祉のまちづくり検討委員会設置要領

(目的)

第1条 登別市ぬくもりある福祉基本条例(以下「条例」という。)及び登別市 地域福祉計画(以下「計画」という。)の制定に当たり、広く市民の意見を反 映させるため、「登別市福祉のまちづくり検討委員会」(以下「委員会」という。) を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員20名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3)経済関係者
- (4) 本市に居住する20歳以上の公募した市民
- (5) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、条例及び計画が策定されるまでとする。ただし、補欠の任期 は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第3条 委員会は、条例及び計画の策定に関し、必要な検討、協議を行い、市長 に条例及び計画の制定に係る意見具申をする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

(部会)

第6条 委員会は、条例及び計画の策定に係る部会を、必要に応じ置くことができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉グループにおいて処理する。 (その他)
- 第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

5 登別市地域福祉計画庁内検討委員会開催状況

回数	開催日		内容		
			策定スケジュールについて		
第1回	令和3年6	月21日	構成イメージについて		
			市民ニーズアンケート内容(案)について		
第2回	令和3年1	2月6日	地域福祉計画素案内容の検討について		
※委員会開催以外の取組内容					
令和3年6	月 1 日	「第3期登別	市地域福祉計画」の策定に係る市民ニーズア		
		ンケート内容	Fの確認		
令和3年7	月9日	第3期登別市	5地域福祉計画 • 第 4 期登別市地域福祉実践計		
		画策定記念講	精演会「地域共生社会の実現に向けて」に参加		
令和3年8	月27日	重層的支援体	本制構築に係る自治体向け研修会(1回目)に		
		参加			
令和3年9	月9日	重層的支援体	本制構築に係る自治体向け研修会(2回目)に		
		参加			
令和3年1	1月12日	第3期登別市	5地域福祉計画 • 第 4 期登別市地域福祉実践計		
		画策定記念講	精演会「地域共生社会の実現に向けて」 市職員		
		向けに動画視	見聴依頼		
令和3年1	2月	パブリックコ	コメントの実施に先立つ計画原案の確認依頼		

6 登別市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 登別市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、関係部署の実務に基づく意見を聴取するとともに、各個別計画との整合を図るため、 登別市地域福祉計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。
 - (1)計画の策定に係る検討
 - (2) その他計画の策定に当たり必要と認められる事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部社会福祉グループを所掌する保健福祉部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、書面にて会議を開催することができる。

(任期)

- 第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、令和4年3月31日までとする。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉グループにおいて処理する。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

別表 (第3条関係)

as may come a minimum track that			
・次長(第3条第3項に規定する次長を除く。)			
・社会福祉グループ総括主幹			
・こども育成グループ総括主幹			
・こども家庭グループ総括主幹			
・障がい福祉グループ総括主幹			
・健康推進グループ総括主幹			
・高齢・介護グループ総括主幹			
・国民健康保険グループ総括主幹			
・年金・長寿医療グループ総括主幹			
・健康長寿グループ総括主幹			
・新型コロナワクチン接種対策グループ総括主幹			
・市民協働グループ総括主幹			
・市民サービスグループ総括主幹			
・総務グループ防災主幹			

7 登別市ぬくもりある福祉基本条例

市民一人ひとりが住み慣れた地域で、互いの人格と個性を尊重しながら、共に 生きるという意識は、まちづくりの基本です。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、女性も男性も、そして登別を訪れる人も、共に支え合う地域社会を目指し、差別や偏見のないぬくもりある福祉社会を築き上げることが私たち市民の願いです。

しかし、私たちの住む地域社会における課題としては、少子高齢化や核家族化の進展及び価値観や生活様式の多様化等による人と人とのつながりの希薄化、 経済情勢の低迷や雇用環境の悪化等による経済的な不安や社会保障に対する不 安等が挙げられます。

このような様々な課題に対応していくためには、行政による対象者ごとの公的サービスに加え、市民一人ひとりが人権と価値観を尊重して思いやりの心を持ち、地域で何らかの支援が必要な人たちを市と市民との協働により支え合う仕組みをつくり、市民誰もが自分らしい生活を送ることができる心の通い合う地域社会を築いていくことが求められます。

そのためには、市は、現状と将来を見据えて、福祉教育の充実や交流の促進等によりノーマライゼーション理念の普及啓発を図るとともに、福祉を支える人材や組織の養成及び財源確保等に努める必要があります。一方、市民は、地域に関心を持ち、地域のことを知り、地域で支え合う活動を行うことが必要となります。

私たちは、このような考え方に立って、それぞれの役割を自覚し、共に力を合わせて福祉のまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、その基本理念及び基本的事項を 定めるとともに、市民、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、福祉 のまちづくりを市民、事業者及び市が協働で推進し、市民誰もが安心して暮ら すことができる地域社会を築くことを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 福祉のまちづくりの基本理念は、次に掲げるものとし、市民、事業者及 び市は、この理念に基づき、協働して福祉のまちづくりの推進に努めなければ ならない。
 - (1)市民は、地域社会の一員として尊重され、生涯を通じて自らの尊厳を保ち、 互いに認め合いながら自立していくよう努めなければならない。
 - (2) 事業者は、地域社会の一員として自己の能力を発揮し、互いに協力して、 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めなければならな い。

- (3) 市は、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、公平性 及び公益性に重きを置き、必要な施策を総合的かつ効果的に実施するよう 努めなければならない。
- (4)市民、事業者及び市は、行動を妨げる偏見等の心理的障壁や建物等における物理的障壁の除去に取り組み、市民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できる環境づくりの推進に努めなければならない。

(定義)

- 第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 福祉のまちづくり すべての市民が互いの人権と価値観を尊重し、地域社会の一員として自己の能力を発揮することにより、共に支え合い助け合いながら自立した生活を送ることができ、自らの意思で地域社会づくりに参加し、誰もが安全に安心して暮らし、又は訪れることができるまちづくりをいう。
 - (2) 市民 市内に在住し、若しくは通勤若しくは通学する個人又は団体をいう。
 - (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
 - (4) 障がい者、高齢者等 障がい者、高齢者、妊産婦その他の日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。
 - (5) 公共的施設 病院、百貨店、ホテル、飲食店、学校、共同住宅、道路、公園その他の多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
 - (6)公共的車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、航空機等で規 則で定めるものをいう。
 - (7)公共的工作物 信号機、バスの停留所その他の多数の者の利用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
 - (8) 公共的施設等 公共的施設、公共的車両等、公共的工作物及び住宅(共同住宅を除く。)をいう。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に取り組むとともに、互いに協力して福祉のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。
- 2 市民は、生涯を通じて自らの尊厳を保ち、互いを尊重しながら、自立していくよう努めなければならない。
- 3 市民は、誰もが安全かつ円滑に公共的施設等を利用することを妨げてはならない。
- 4 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員であることを自覚し、事業者としての専門性を活かして福祉のまちづくりに積極的に

取り組むとともに、互いに協力して福祉のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、すべての人が 安全かつ容易に利用できるよう、その整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

- 第6条 市は、市民及び事業者の参加と協力のもとに、公平性及び公益性に重きを置き、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。
- 2 市は、福祉のまちづくりに関する施策に、市民及び事業者の意見を反映する よう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する活動に対し、必要に応じて支援及び協力するよう努めなければならない。
- 4 市は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、すべての人が安全 かつ容易に利用できるよう、その整備に努めなければならない。
- 5 市は、福祉のまちづくりのために広域的な取組を必要とする施策について、 国及び北海道その他の地方公共団体(以下この項において「国及び北海道等」 という。)と連携して、その推進に努めるとともに、必要に応じて国及び北海 道等に対し、制度の改善その他必要な措置を要請するものとする。

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、果たすべき責務を認識し、福祉の まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとす る。
 - (1) 市民一人ひとりが地域社会の一員として尊重され、自己の能力を発揮し、 共に支え合い助け合って、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
 - (2)市民一人ひとりが自立し、自由に社会参加することができるまちづくりの 推進
 - (3)市民及び事業者がその果たすべき責務を認識し、自主的かつ積極的に参画 することができるまちづくりの推進
 - (4)市民、事業者及び市が互いに協力及び連携し、一体となったまちづくりの 推進

(情報の提供)

- 第8条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関して理解を深め、自発的に活動することを促進するため、必要な情報及び学習機会の提供に努めるものとする。
- 2 市は、市民及び事業者と連携し、福祉のまちづくりに関する情報共有に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民及び事業者と互いに協力及び連携し、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、福祉のまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講 ずるよう努めるものとする。

(意識の啓発)

- 第11条 市は、すべての市民が互いの人権を尊重し、思いやりのある福祉の心の醸成及びノーマライゼーション理念の浸透が図られるよう、地域福祉を推進する団体と連携し、啓発に努めるものとする。
- 2 市民及び事業者は、支え合いの大切さを理解し、自らきずな意識を高めるよう努めるものとする。

(福祉教育の充実)

- 第12条 市は、幼児教育、学校教育、社会教育等の機会を通じて、思いやりの ある福祉の心を育むために、地域福祉を推進する団体と連携し、福祉教育の充 実に努めるものとする。
- 2 市民及び事業者は、福祉活動を実践するために、福祉教育に積極的に参加するよう努めるものとする。

(交流の促進)

- 第13条 市民、事業者及び市は、互いを尊重しながら、福祉のまちづくりに関 して理解を深められるよう、多様な交流の促進に努めるものとする。
- 2 市は、市民及び事業者が交流を通じて福祉活動の大切さを理解し、福祉活動 を実践できるよう、必要な情報及び機会の提供に努めるものとする。

(男女共同参画社会の形成)

第14条 市民、事業者及び市は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成促進に努めるものとする。

(就業機会の促進)

- 第15条 事業者及び市は、障がい者、高齢者等がその能力に応じ、就業の機会が得られ、その職業の安定が図られるよう、必要な支援に努めるものとする。
- 2 事業者及び市は、障がい者の雇用機会を確保するとともに、職場環境の整備 を図り、その雇用の安定に努めるものとする。
- 3 事業者及び市は、高齢者が自らの豊富な知識及び経験を活用して生きがいを もって暮らせるよう、就業機会の提供に努めるものとする。
- 4 事業者及び市は、女性と男性の平等な雇用機会を確保するとともに、職場 待遇の改善等により、職業生活の充実が図られるよう努めるものとする。 (防災上の相互支援)
- 第16条 市民、事業者及び市は、互いに協力及び連携して、障がい者、高齢者等の災害時の安全確保に努めるものとする。
- 2 市は、災害に備えて防災意識の啓発を行うとともに、市民及び事業者と連携

- し、障がい者、高齢者等に配慮した支援体制づくりに努めるものとする。 (防犯活動の推進)
- 第17条 市民、事業者及び市は、市民が安心して日常生活を送ることができるよう、互いに協力及び連携して、防犯活動の推進に努めるものとする。
- 2 市は、防犯意識の啓発を行うとともに、安全な生活環境づくりに努めるものとする。

(人権擁護意識の啓発等)

- 第18条 市民、事業者及び市は、誤解、偏見、理解不足等から生じる差別をなくすため、互いに連携して、人権擁護意識の啓発に努めるものとする。
- 2 市民、事業者及び市は、人権擁護の意識を高め、児童又は障がい者、高齢者 等へのいじめ又は虐待、配偶者等からの暴力等の人権侵害を未然に防止する よう努めるものとする。
- 3市は、児童又は障がい者、高齢者等へのいじめ又は虐待、配偶者等からの暴力 等の人権侵害の発生に際しては、関係機関と連携して情報共有を図り、適切に 対応するよう努めるものとする。

(地域福祉の推進)

- 第19条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する ため、この条例の理念をもとに、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第1 07条の地域福祉計画を定めなければならない。
- 2 市は、市民及び事業者と協働して、地域福祉計画を策定しなければならない。
- 3 市は、地域福祉計画を策定したときは、当該計画を公表しなければならない。
- 4 市は、地域福祉計画について、その進捗状況を検証しなければならない。 (地域福祉計画に定める基本的事項)
- 第20条 市は、地域福祉計画において社会福祉法第107条に定めるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1)子育てに関すること。
 - (2)健康増進に関すること。
 - (3) 障がい者福祉に関すること。
 - (4) 高齢者福祉に関すること。
 - (5) 男女共同参画に関すること。
 - (6) 安全・安心な生活に関すること。
 - (7) その他市長が特に必要と認めるもの

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

8 登別市ぬくもりある福祉基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、登別市ぬくもりある福祉基本条例(平成25年条例第11 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (公共的施設)

第2条 条例第3条第5号に規定する規則で定める公共的施設は、別表に定める ものとする。

(公共的車両等)

- 第3条 条例第3条第6号に規定する規則で定める公共的車両等は、次に掲げる ものとする。
 - (1)鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第15 1号)第2条第12号に規定する旅客車
 - (2) 軌道法施行規則(大正12年内務省・鉄道省令)第9条第1項第17号(ロ) に規定する客車
 - (3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般 乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
 - (4) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用 に供する自動車
 - (5)海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
 - (6) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第17項に規定する定期航空 運送事業の用に供する航空機のうち旅客の運送の用に供する飛行機

(公共的工作物)

- 第4条 条例第3条第7号に規定する規則で定める公共的工作物は、次に掲げる ものとする。
 - (1) 信号機
 - (2) バスの停留所
 - (3) 案内標識
 - (4)公衆電話所

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

	利休 <i>)</i>			
区分	公共的施設			
1 建築物	(1)学校 (2)病院又は診療所			
	(3)劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
	(4)集会場又は公会堂			
	(5)展示場			
	(6) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 広様			
	店舗			
	(7) ホテル又は旅館			
	(8)事務所			
	(9) 共同住宅、寄宿舎又は下宿			
	(10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するも			
	(11)老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センタ			
	一、母子福祉施設、保健センターその他これらに類するもの			
	(12)遊技場又は体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポー			
	ツ施設			
	(13) 博物館、美術館又は図書館			
	(14) 公衆浴場			
	(15)飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホー			
	ールその他これらに類するもの			
	(16)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、			
	銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これ			
	らに類するもの			
	(18)工場			
	(19)自動車の停留又は駐車のための施設			
	(20)公衆便所			
	(21)火葬場			
	(22) 神社、寺院又は教会その他これらに類するもの			
	(23) 地下街その他これらに類するもの			
2 公共交	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で			
通機関の	旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
施設				
3 道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道			
	路(自動車のみの交通の用に供する道路を除く。)			

4 4		(1)都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定		
		する都市公園		
		(2)遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの		
5 b	路外駐	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する		
車場	易	路外駐車場で建築物以外のもの(駐車場法施行令(昭和32年政令		
		第340号)第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置		
		を用いるものを除く。)		

登 別 市 地 域 福 祉 計 画

発 行 登別市

編 集 登別市保健福祉部

〒059-8701

登別市中央町6丁目11番地

電話 0143-85-2111 (代表)

E-mail welfare@city.noboribetsu.lg.jp